

令和3年度

大和市健康都市プログラム



大和市イベントキャラクター ヤマトン

大和市健康都市シンボルマーク



虹は、市民一人ひとりの輝く個性を、太陽は、個々の力が集まる強さとあたたかさを表し、健康と元気に満ちあふれる大和市を象徴しています。

平成20年10月1日制定

「健康都市 やまと」宣言

健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。

都市で生活するわたしたち市民が、生き生きと暮らすためには、保健、福祉、医療などを通じて「人の健康」を守るとともに、安全で快適な都市環境が整う「まちの健康」、人と人とのあたたかな関係に支えられる「社会の健康」を育てていくことが重要です。

大和市は、市民一人ひとりの健康な生活の実現に向けた取り組みを進め、「健康都市」を目指すことを宣言します。

平成21年2月1日

「70歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言

- ・「人生100年時代」を迎える超高齢社会では、一般に65歳以上を高齢者とする固定観念を変えていくことが必要です。
- ・年齢を重ねても、自らの健康を維持し、自立した生活を送れるよう努めている方、豊かな知識と経験を生かし、様々な役割を果たしている方など、一人ひとりが大和のかけがえのない存在です。
- ・支えを必要とする方には手を差し伸べながら、この世代の方々が、個々の意欲や能力に応じて、いつまでも生き生きと活躍していただきたいと考え、「70歳代を高齢者と言わない」ことを宣言します。

平成30年4月11日

はじめに



大和市は、平成20年9月1日、WHO（世界保健機関）西太平洋地域で健康都市を推進する都市間ネットワークとして発足した「健康都市連合」に加盟しました。平成21年2月1日の市制50周年の節目には「健康都市 やまと」宣言を行い、「人」「まち」「社会」の3つの健康の向上を目指す姿勢を表明、同年4月には、「第8次総合計画」を策定し、「健康」を市政の基軸とした施策展開を始めてまいりました。

同計画の策定からこれまでの間には、国内において少子高齢化や人口減少の進行、自然災害の発生、DX の推進、新型コロナウイルスの感染拡大など、時代は絶えず変化しています。こうした時代であっても、人々が家族や自らのために「健康」を願う心は、決して変わることがないものであり、誰もが思う「健康」への願いをかなえることこそが、市民に最も身近な基礎自治体の務めであると改めて実感し、平成31年4月に「健康都市 やまと」を将来都市像とする「健康都市やまと総合計画」を策定しました。

「健康」の施策を推進し、新しい時代にも市民生活の向上を図りつつ都市の持続可能性を高めることで、全ての世代の方々が健やかで康らかな生活を実感できる「健康都市」の実現を目指し、市民目線を大切にしながら、スピード感をもった市政運営に取り組んでおります。

日本で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されて2年が経過しましたが、予断を許さない状況が続いています。

本市では、この感染症に対しては、初期の段階から、市民の命と健康を守るために何ができるかを検討し、人々の気持ちに寄り合い、感染予防はもとより市民への経済的支援まで、包括的に様々な対策を迅速に講じてまいりました。

特に、ワクチン接種については、市内のクリニックなどで行う「個別接種」、市の公共施設で行う「集団接種」だけでなく、地域特性や接種状況に合わせて柔軟に会場を設営し、接種を行う「別動隊」を加えた「大和モデル」と名付けたフレキシブルな接種体制を確立させ、多くのメディアや官邸が発行しているワクチン接種にかかる自治体独自の工夫集でも取り上げられるなど、高い評価を得ています。

今後も引き続き市民の皆様の健康と命を守ることを最優先に本当に求められる施策は何かを見極め対応してまいります。

健康都市プログラムは、総合計画の中から市民の健康を増進するための重要施策を抽出し、まとめた行動計画です。ここに掲げた施策を一つひとつ着実に実行していくと同時に時代の変化にスピード感を持って柔軟に対応して継続的に見直し、充実することで、市民の皆さまの健康増進と健康寿命の延伸、そして健康都市の実現に向けてより一層邁進してまいります。

令和4年3月

大和市長 大木 哲

「健康都市やまと」と健康都市プログラム	3
1. 「健康都市やまと」のあゆみ	
2. 「人」の健康、「まち」の健康、「社会」の健康	
3. 健康都市プログラム	
4. 5つのリーディングプロジェクト	
5. 健康都市プログラムの改訂	
6. 健康都市プログラムと市民の取り組み	
各種データから見た大和市民の健康	7
1. 人口構造と高齢化率	
2. 平均寿命と健康寿命	
3. 死因別死亡数	
4. 医療費	
5. 要介護・要支援認定率と介護費用額	
リーディングプロジェクト	13
1. 身体を動かそうプロジェクト	15
【市民の取り組み】「大和市地区体育振興会連絡協議会」の活動	
2. 楽しく食べようプロジェクト	22
【市民の取り組み】「大和市食生活改善推進員」の活動	
3. 地域とつながろうプロジェクト	30
【市民の取り組み】「大和市健康普及員」の活動	
4. 命を守ろうプロジェクト	41
【市民の取り組み】自主防災組織による防災活動について	
5. ゆとりを感じようプロジェクト	49
【市民の取り組み】「しらかしのいえボランティア協議会」の活動紹介	
特別編 新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み	57
資料集	60
健康都市連合憲章	
ヘルスプロモーションに関する上海宣言	
「健康都市に関する上海市長コンセンサス 2016」(大和市訳)	
大和市健康都市推進市民会議設置要綱	
健康都市推進庁内検討会議設置要領	

「健康都市やまと」と健康都市プログラム

Ⅰ 「健康都市やまと」のあゆみ

大和市は平成 21 年 2 月、市制施行 50 周年式典において、「健康都市 やまと」を宣言して健康都市を目指す決意を表明し、さらに同年、「人」「まち」「社会」の 3 つの健康づくりを推進するため、「健康」を市政の中心に据えた「第8次大和市総合計画」を策定しました。

平成 31 年 4 月には、市民や地域の力を結集しながら、これまでの取り組みをさらに深めていくため、「健康都市 やまと」を将来都市像とする「健康都市やまと総合計画」がスタートし、市政のあらゆる面で市民の健康と生活の質の維持・向上を目指す「健康都市」の取り組みを進めています。

H20. 7.25	健康都市連合日本支部加盟
H20. 9. 1	健康都市連合加盟
H20.10. 1	「大和市健康都市シンボルマーク」を制定
H21. 2. 1	「健康都市 やまと」宣言
H21. 4. 1	「健康創造都市 やまと」を将来都市像とする第8次大和市総合計画を策定
H21. 7. 1	「大和市健康都市プログラム」を策定
H22.11.13	「健康都市やまとフェア」(第1回)を開催
H24. 8. 7~ 8	第8回健康都市連合日本支部総会・大会を大和市で開催
H24.10.26	第5回健康都市連合国際大会(オーストラリア・ブリスベン)において健康都市連合理事に就任
H25.10.26	健康日本21推進大和大会を開催
H26. 4. 1	「60歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言
H26.10.29	第6回健康都市連合国際大会(中国・香港)において健康都市連合表彰を受賞 「健康都市優秀インフラストラクチャー賞」
H27.11.16	「第4回健康寿命をのばそう!アワード」(厚生労働省主催)において厚生労働省健康局長優良賞を受賞
H28. 8.29	第7回健康都市連合国際大会(韓国・原州)において健康都市連合表彰を受賞 「健康都市グッドダイナミクス賞」 「健康都市クリエイティブディベロップメント賞」
H28.11.21	WHO(世界保健機関)の第9回ヘルス・プロモーション国際会議(中国・上海)に招待され、健康都市国際市長フォーラムにおいて「健康都市やまと」の取り組みを発表
H29.10.17	WHO エイジフレンドリーシティグローバルネットワークに、神奈川県内の 18 市町とともに参加
H30. 4.11	「70歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言
H31. 4. 1	「健康都市 やまと」を将来都市像とする健康都市やまと総合計画がスタート
R 1. 7. 9	エイジフレンドリーシティ行動計画を策定
R 3. 11. 5	第9回健康都市連合国際大会(中国・香港 オンライン開催)において健康都市連合表彰を受賞 「健康都市優秀インフラストラクチャー賞」

2 「人」の健康、「まち」の健康、「社会」の健康

健康都市やまと総合計画では、「人」「まち」「社会」の3つの健康の連携を深め、成熟させていくことで、すべての世代が健やかで康らかな生活を実感できる「健康都市 やまと」の実現を目指しています。

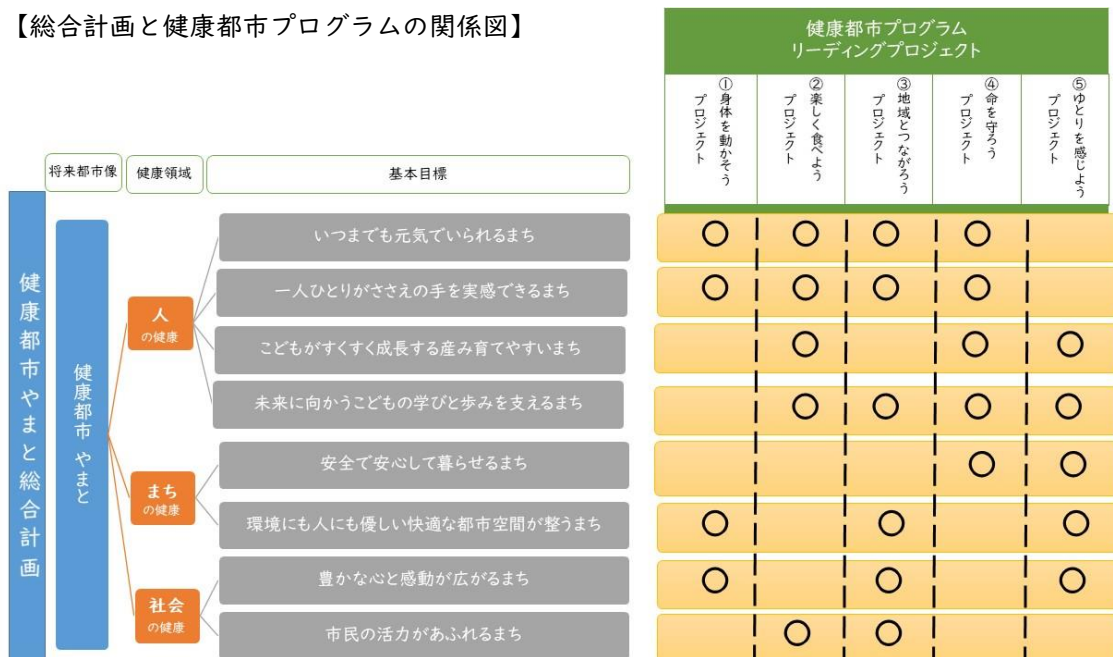


<p>心身ともに健康な人も何らかの支援を必要とする人も、誰もが年齢に関わりなく、自分らしく生き生きと、充実した毎日を送ることができるようにしていく領域</p>	<p>市民が心地よく健康的に暮らし、また、存分に力を発揮できるように、安全と安心が確保された、快適な環境や都市空間を備えたまちをつくる領域</p>	<p>豊かな心や感動、活力に満たされた毎日を送ることにより、市民が身体だけでなく心も充実して健康的に暮らすことができるようにしていく領域</p>
---	---	--

3 健康都市プログラム

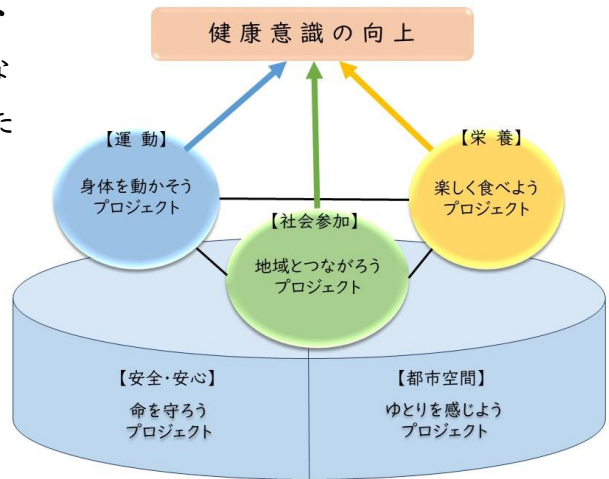
大和市では、3つの健康に関わる施策を効果的に実行することを目指して、「健康都市プログラム」を策定しており、健康都市やまと総合計画の中から、市民一人ひとりの健康を維持増進していくという観点で特に重要な施策を抽出して、5つのリーディングプロジェクトに編成しています。

【総合計画と健康都市プログラムの関係図】



4 5つのリーディングプロジェクト

人が自らの健康を維持増進するうえで重要な「運動」「栄養」「社会参加」の3要素に着目した3つのプロジェクトと、それを支えるための社会基盤となる「安全・安心」「都市空間」の2要素に対応した2つのプロジェクト、合わせて5つのリーディングプロジェクトからなっています。



【リーディングプロジェクトの体系図】

5 健康都市プログラムの改訂

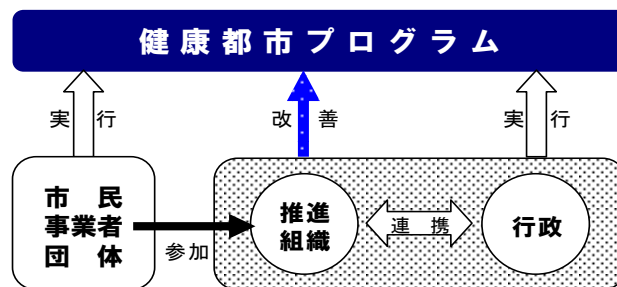
健康都市プログラムは、「健康都市やまと総合計画（10カ年・2019～2028年度）」との整合を図り、進行管理を行います。

「健康都市やまと総合計画 実施計画」の改訂に合わせて、健康都市プログラムの登載事業を見直すとともに、実施状況を確認し、健康都市プログラムを毎年改訂していきます。

6 健康都市プログラムと市民の取り組み

健康づくりは、市民一人ひとりが健康について関心を持ち、健康のうえで好ましい生活習慣を身につけて、それを実践・継続していくことが不可欠です。大和市では様々な取り組みを通じて、市民一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりを推進していきます。また、市民の健康を継続的に維持・増進していくためには、地域において健康づくりに取り組む方々と連携することが重要です。

大和市では、「健康都市推進市民会議」を組織し、健康づくりに取り組む団体等の参画を得て、実践活動に基づく意見、提案を集約し、健康都市プログラムに反映していきます。



【市民参加のイメージ】

各種データから見た大和市民の健康



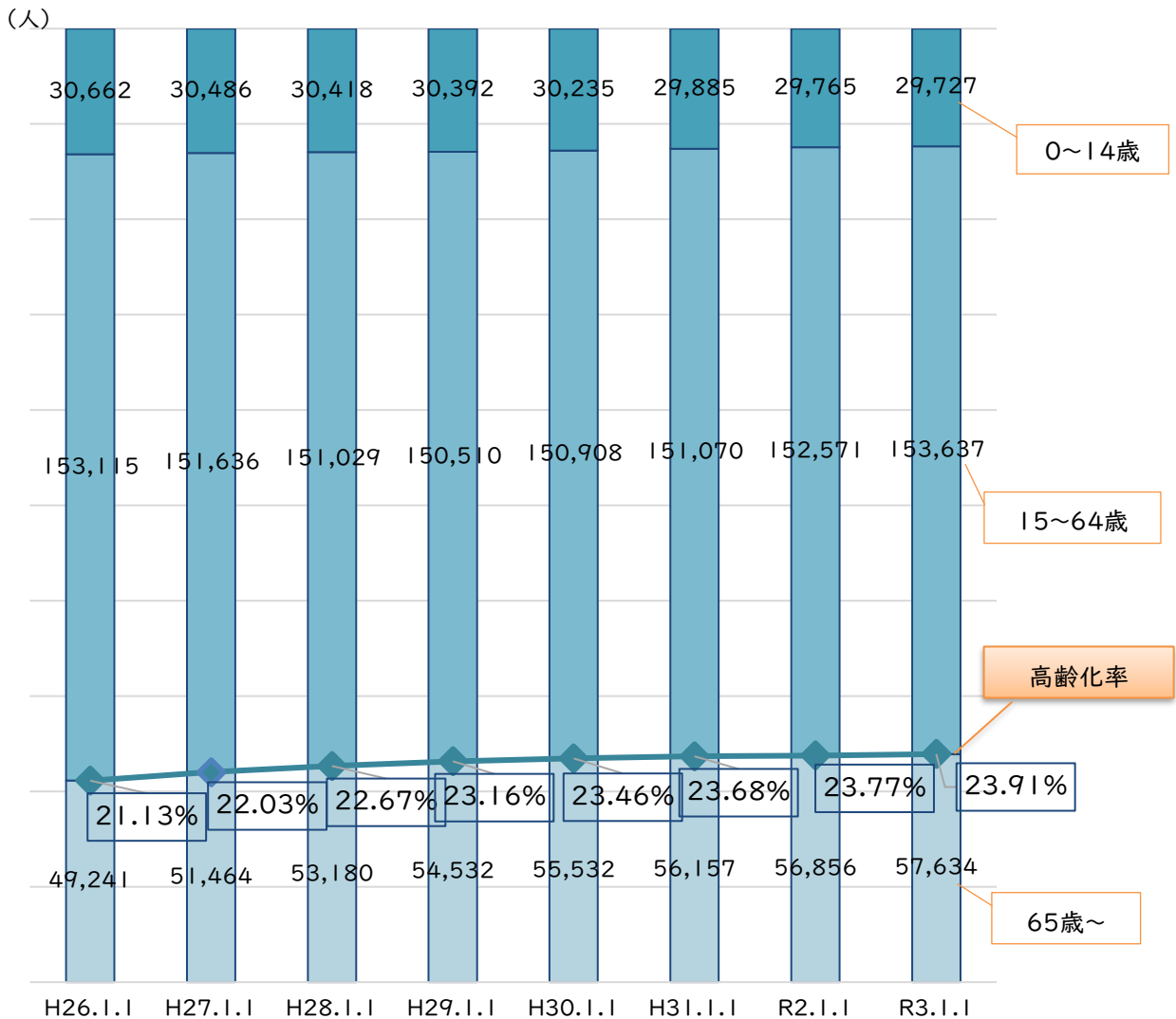
大和市民の健康について

市民の健康に関する現状を各種データをもとに説明します。

- 1.人口構造と高齢化率
- 2.平均寿命と健康寿命
- 3.死因別死亡数
- 4.医療費
- 5.要介護・要支援認定率と介護費用額

1.人口構造と高齢化率

- 大和市の高齢化率(65歳以上人口割合)は**23.91%**となっています。(R3.1.1時点)¹
- 高齢化率の上昇スピードは鈍化しているものの、総合計画の最終年である令和10年には26%まで上昇する見込みとなっています。²
- 生産年齢人口(15~64歳)はここ数年微増傾向にあります。年少人口(0~14歳)は減少を続けており、平成31年には30,000人を下回っています。



¹ 住民基本台帳による。

² データ出典：「健康都市やまと総合計画」P6。

2. 平均寿命と健康寿命

○健康寿命の概念は2000年にWHOが提唱し、厚生労働省は「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義しています。

健康寿命の算定方法

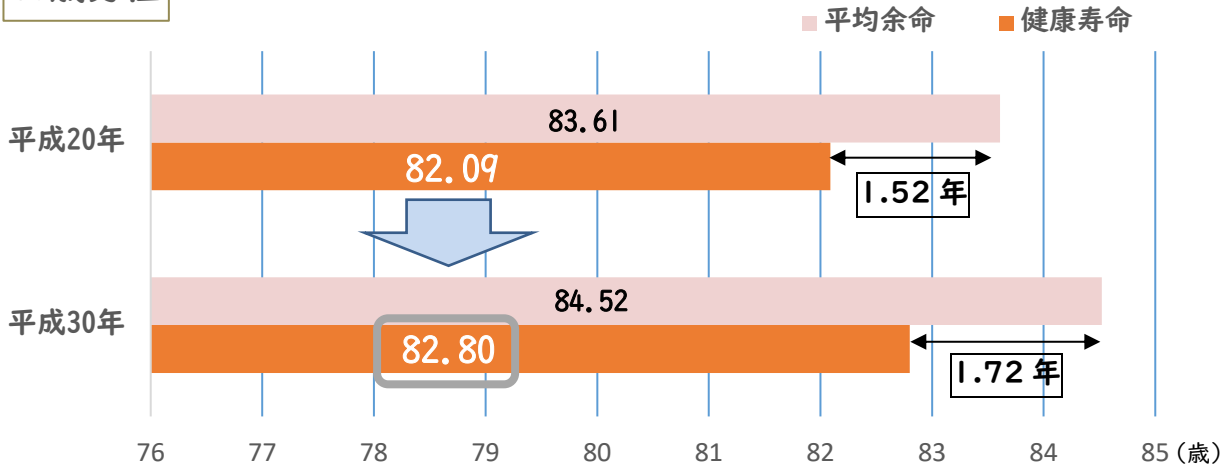
○健康寿命は65歳時の平均自立期間を用いて表します(平均自立期間+65年)。平均自立期間は介護保険制度の要介護2の認定を受けるまでの期間の平均値です。

大和市の健康寿命³

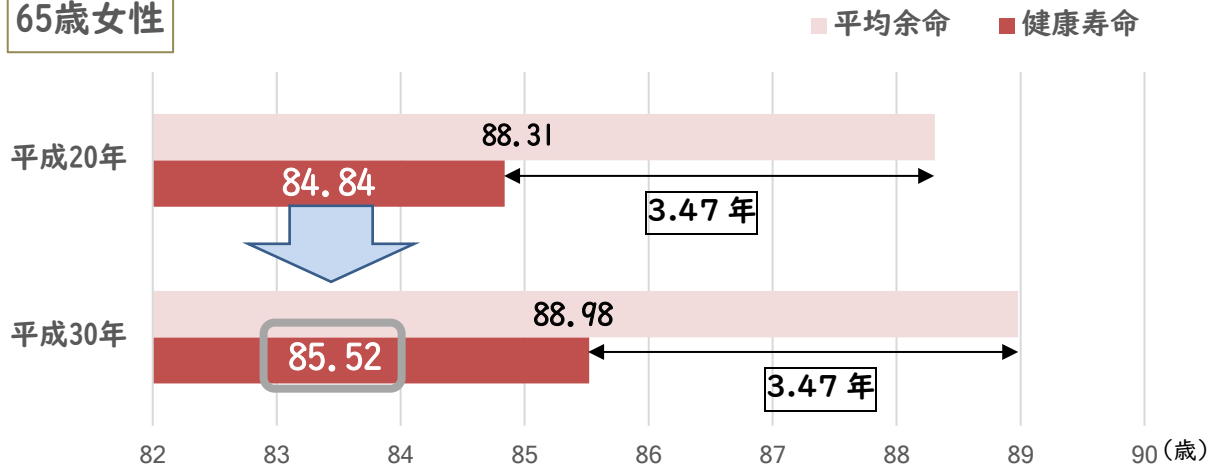
平成30年の健康寿命: 男性82.8歳 女性85.52歳

各種データから見た
大和市民の健康

65歳男性



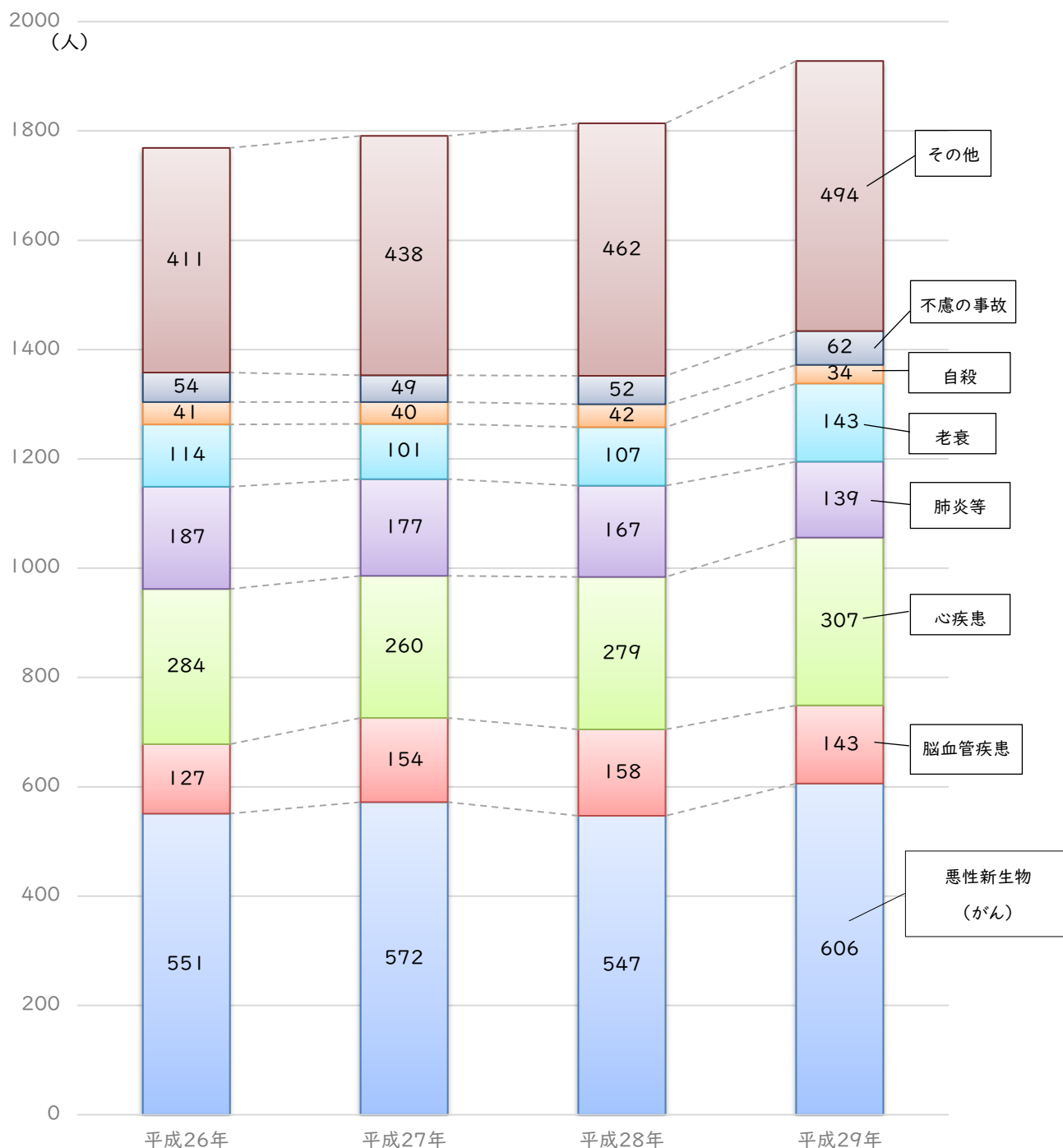
65歳女性



³ 神奈川県健康増進課による算定結果で、小数点第3位以下を四捨五入しています。

3. 死因別死亡数

○死亡数を死因別にみると、悪性新生物(がん)が最も多くなっており、続いて心疾患、脳血管疾患、老衰、肺炎等の順で多くなっています。⁴



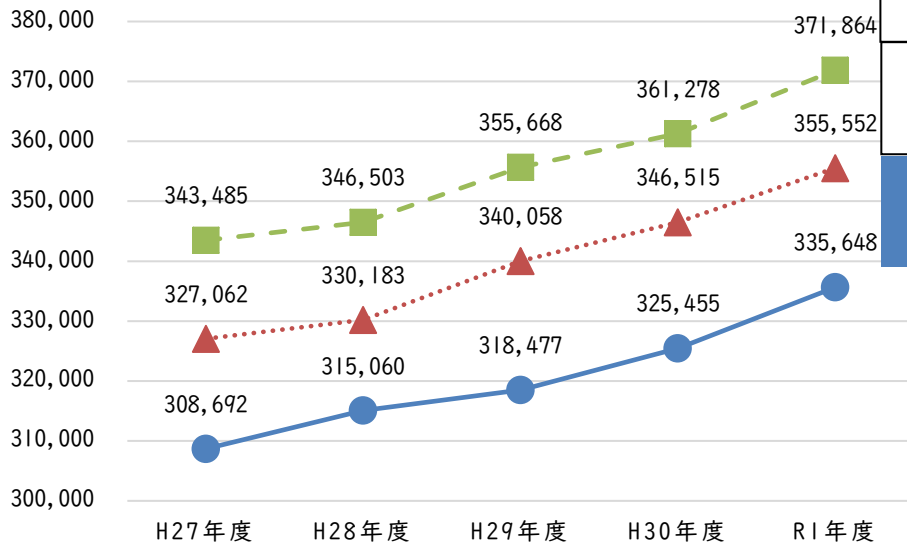
⁴ データ出典：統計概要「14.保健・衛生」170) 主要死因別死亡数。

4. 医療費

国民健康保険一人あたりの医療費

○大和市の国民健康保険の一人あたりの医療費⁵は、全国や神奈川県と比較して低いものの、今後も増加が見込まれます。

(円)

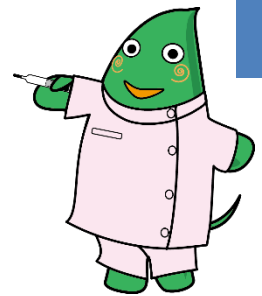


■ 全国
R1年度:371,864円

▲ 神奈川県
R1年度:355,552円

● 大和市
R1年度:335,648円

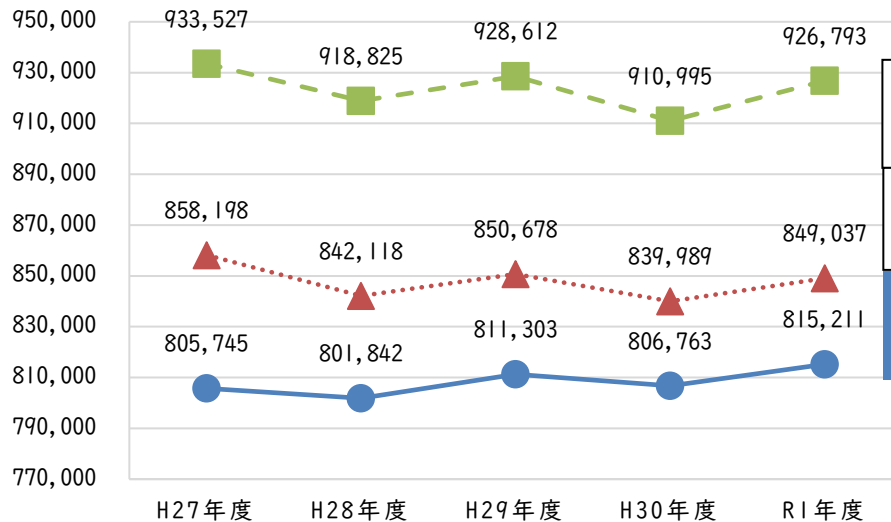
各種データから見た
大和市民の健康



後期高齢者医療制度の一人あたりの医療費

○後期高齢者医療制度⁶では、一人あたりの医療費は横ばいとなっています。

(円)



■ 全国
R1年度:926,793円

▲ 神奈川県
R1年度:849,037円

● 大和市
R1年度:815,211円

⁵ データ出典：厚生労働省「医療費の地域差分析」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/database/iryuomap/index.html

「基礎データ」第1表「一人当たり実績医療費及び対全国比」および第26表「市町村国民健康保険 市町村別データ」。

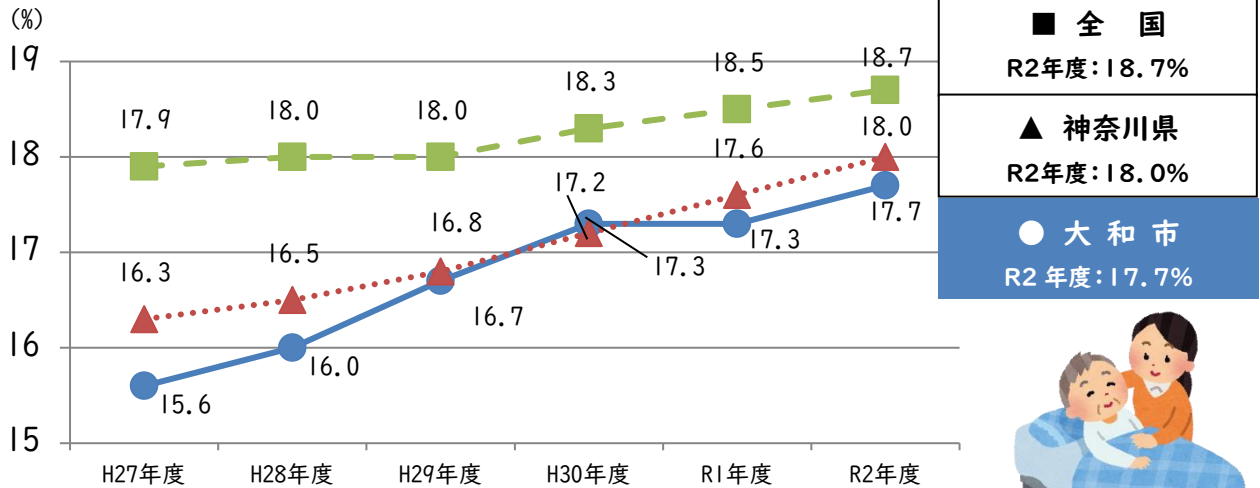
⁶ データ出典：国・県については同上の「基礎データ」第1表「一人当たり実績医療費及び対全国比」。市については神奈川県後期高齢者医療広域連合「神奈川県後期高齢者医療事業報告書」表6-3-1「後期高齢者医療費の状況（現物給付+現金給付）」。

5. 要介護・要支援認定率と介護費用額

要介護・要支援認定率

○要介護・要支援認定率とは、65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）の総数の中で、要介護及び要支援の認定を受けている人の割合を示します。

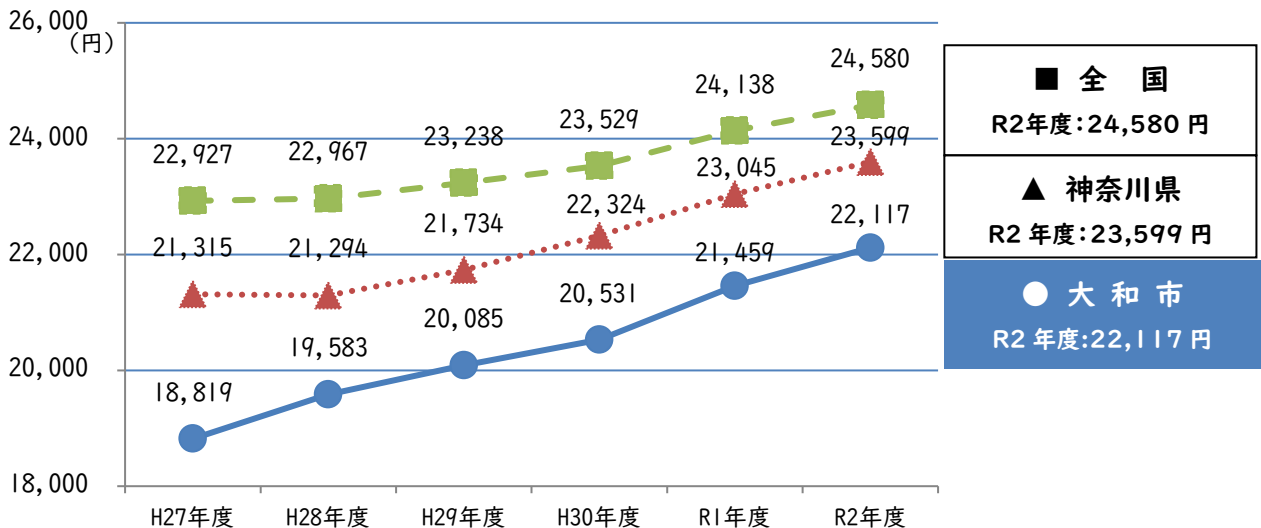
○各年度の3月末時点の推移です。⁷



介護費用額

○介護費用額とは、65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）のサービス（在宅・居住系・施設）にかかる一人1月あたりの費用の合計額です。

○各年度の月額推移を示します。⁸



⁷ データ出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」<https://mieruka.mhlw.go.jp/>の「要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移」。

⁸ データ出典：同上の「介護費用額の推移」。

リーディングプロジェクト



リーディングプロジェクト1

身体を動かそうプロジェクト



リーディングプロジェクト2

楽しく食べようプロジェクト



リーディングプロジェクト3

地域とつながろうプロジェクト



リーディングプロジェクト4

命を守ろうプロジェクト



リーディングプロジェクト5

ゆとりを感じようプロジェクト

■リーディングプロジェクトの掲載内容について■

5つのリーディングプロジェクトについては、健康都市プログラムの目的に基づき編成し、以下の構成で掲載しています。

【健康都市プログラム掲載事業】

➢ 「健康都市やまと総合計画 実施計画」に定める主要な事務事業から、特に重要な施策をプロジェクトごとに抽出し一覧にしています。

【プロジェクトに関連する個別計画】

➢ プロジェクトと関わりの深い個別計画名を掲載しています。

【関連計画における参考となる指標】

➢ 「健康都市やまと総合計画」や「プロジェクトに関連する個別計画」に定める指標のうち、プロジェクトの実施にあたって参考となる指標を抽出して掲載しています。

【各事業の取り組み内容】

➢ 「健康都市プログラム掲載事業」の具体的な取り組み内容と今後の事業費の推計を掲載しています。

令和3年度～令和5年度の事業費の推計については、「健康都市やまと総合計画 実施計画（令和3～5年度）」令和3年度改訂版に定める推計（千円単位）を掲載しています。

SDGsについて

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

健康都市連合に加盟する大和市が進める「健康都市やまと総合計画」の取り組みは、SDGs達成の方向性と軌を一にするものであり、健康都市プログラムでは、5つのリーディングプロジェクトに掲載する事業ごとに17の目標との関連性をアイコンで表示しています。





身体を動かそうプロジェクト

身体を動かすことは、筋力の維持や肥満の解消だけでなく、生活習慣病の予防や血圧・血糖値の改善、ストレスの解消などにもつながります。年齢や性別を問わずに気軽に始められる「歩く健康づくり」をはじめ、日常的に様々な運動やスポーツに接することができるよう、環境の整備に努めていきます。

【健康都市プログラム掲載事業】

身体を動かそうプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ
		基本目標									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
		人				まち		社会			
健康づくり普及啓発事業	ウォーキング、体操教室の開催	○								健康づくり推進課	16
歩く健康づくり事業	やまとウォーキンピックの開催	○								健康づくり推進課	16
一般介護予防事業（介護特会）	コグニバイクの普及啓発	○								健康づくり推進課 人生100年推進課	17
介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）	運動機能向上講座の実施		○							人生100年推進課	17
既設公園等大規模改修事業	遊具や設備等の新設、改修						○			みどり公園課	18
ゆとりの森整備事業	公園施設の整備						○			みどり公園課	18
スポーツ大会開催事業	各種スポーツ大会の開催							○		スポーツ課	18
スポーツ教室開催事業	スポーツ教室の開催							○		スポーツ課	19
地域スポーツ推進事業	スポーツ関連のイベントや教室の実施							○		スポーツ課	19
大和スタジアム・つきみ野野球場・宮久保野球場施設管理運営事業	快適なスポーツ施設環境の提供							○		スポーツ課	19
ゆとりの森スポーツ施設管理運営事業	快適なスポーツ施設環境の提供							○		スポーツ課	20
女子サッカー推進事業	女子サッカーに関するイベントの開催							○		スポーツ課	20

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・ 第2期大和市スポーツ推進計画

【関連計画における参考となる指標】

- ・ 健康都市やまと総合計画の成果を計る主な指標

	実績値	中間目標値 (令和3年)	目標値 (令和5年)
自ら健康づくりに 取り組んでいる市民の割合	62.9% (平成28年)	68.0%	70.0%

- ・ 第2期大和市スポーツ推進計画の成果指標

	実績値	中間目標値 (令和3年度)	目標値 (令和5年度)
定期的（週1回以上）にスポーツ や運動を行う人の割合	59.7% (平成29年度)	63.3%	65.1%

【各事業の取り組み内容】

健康づくり普及啓発事業【担当課：健康づくり推進課】



1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする

◇令和3年度の取り組み◇

【健康づくり普及啓発事業の実施】

地域の健康づくりのリーダーとして活動する健康普及員を支援し、健康づくりを推進します。
 地区の特徴を活かした健康普及員活動（ウォーキングや体操教室、健康測定会、食生活教室、健康普及員OB会による月例ウォーキング等）や、※「市民まつり」「健康都市やまとフェア」等のイベントに参加し、市内全域での健康づくり活動を展開しています。

（※市民まつり、健康都市やまとフェアは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

*健康づくり普及啓発事業は、「楽しく食べようプロジェクト」「地域とつながろうプロジェクト」にも登載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	1,800	1,800	1,800

歩く健康づくり事業【担当課：健康づくり推進課】



1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする

◇令和3年度の取り組み◇

【やまとウォーキンピックの開催】

5月と10月の年2回開催し、「歩くこと」の推進及び定着を図ります。

【歩行姿勢測定システムの導入】

「スポーツフェスタ」や「健康都市やまとフェア」などのイベントで測定会を実施します。

※文化創造拠点シリウスの健康テラスで行われる健康講座を活用し、定期的に測定会を実施します。

（※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	5,800	5,800	5,800

一般介護予防事業（介護特会）【担当課：健康づくり推進課・人生100年推進課】



1-1-1-2 高齢の方の生き生きとした毎日を応援する

◇令和3年度の取り組み◇

【介護予防普及啓発】

介護予防に関する普及啓発のため、※健康遊具体験会や介護予防セミナー（運動セミナー、口腔セミナー、栄養セミナー、認知症予防セミナー）を開催します。

（※認知症講演会、健康遊具体験会及び介護予防セミナーの一部は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。）

【ふれあいネットワーク事業の実施】

大和市社会福祉協議会への委託により、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン開催、個別支援）を支援します。

【介護予防サポーター養成】

市内9カ所の地域包括支援センターへの委託により、介護予防や認知症に関する情報を地域に普及する活動を行うサポーターを養成するための講座を開催します。

【コグニバイクの普及啓発】

認知機能の向上を目的とした、脳と体の両方を同時に活動させる自転車型運動機器「コグニバイク」2台を、シリウス4階の健康度見える化コーナーに設置しています。週3回支援員がつき、利用方法についての支援を行います。また、継続利用される方を対象とした登録会を年3回開催しています。

（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防を鑑み、月1回の体験会（事前予約制）を12月から再開。）

*一般介護予防事業は、「地域とつながろうプロジェクト」にも登載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	44,600	84,300	45,600
（健康づくり関連）	38,500	78,200	39,500
（認知症施策関連）	6,100	6,100	6,100

介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）【担当課：人生100年推進課】



2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える

◇令和3年度の取り組み◇

【訪問型サービス事業】

65歳以上の基本チェックリストの判定基準に該当し、サービス利用が必要と判断された方を対象に、専門職（理学療法士、歯科衛生士等）が訪問指導する短期集中予防サービスを実施します。



【通所型サービス事業】

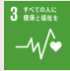

65歳以上の要支援1・2の認定を受けている方、基本チェックリストの判定基準に該当しサービス利用が必要と判断された方を対象に、次の短期集中予防サービス（全14回の講座）を実施します。

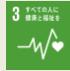

- ・運動機能向上講座
- ・心身機能向上講座
- ・運動・口腔機能向上講座



*介護予防・生活支援サービス事業は、「楽しく食べようプロジェクト」にも登載されています。



	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	51,100	53,100	55,100


既設公園等大規模改修事業【担当課：みどり公園課】  			
6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【既設公園の施設改修工事】 破損及び老朽化した遊具の改修や、危険なため既に撤去した遊具の再設置、ボール遊びもできる防球ネットの設置などを実施しています。			
【公園施設長寿命化改修工事】 「大和市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具などの改修工事を計画的に実施しています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	142,000	121,000	139,000

ゆとりの森整備事業【担当課：みどり公園課】  			
6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する			
◇令和3年度の取り組み◇			
駐車場の安全対策として巻き込み部のラバーポール設置のほか、園地南側に臨時駐輪場を整備する工事、中規模多目的スポーツ広場出入口の改良工事を行います。			
*ゆとりの森整備事業は、「ゆとりを感じようプロジェクト」にも登載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	5,500	5,800	300

スポーツ大会開催事業【担当課：スポーツ課】  			
7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【市民総合スポーツ選手権大会の開催】 アマチュアスポーツ精神の高揚と健康の増進のため、市民の間に広くスポーツ参加の機会をつくりたい。あらゆる部門にわたり競技会を開催することにより、選手層の強化開発とスポーツの発展を図ります。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止)			
【駅伝競走大会の開催】 新春の体育行事として、大和スポーツセンターを中心とする周回コースで開催します。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止)			
【スポーツフェスタの開催】 体力測定や様々なスポーツの紹介・体験を通じて、スポーツの普及、健康意識の高揚を図ります。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	4,100	4,100	4,100

スポーツ教室開催事業【担当課：スポーツ課】  			
7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【スポーツ教室の開催】			
日頃スポーツの機会の少ない人にもスポーツの楽しさを体験してもらうことにより、スポーツを習慣化することを目指し、こどもや障がい者等、すべての人が気軽にスポーツをしたくなるような種目の教室を開催します。			
(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	5,400	5,400	5,400

地域スポーツ推進事業【担当課：スポーツ課】  			
7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【「夢の教室」開催】			
市立小学校5年生及び市立中学校2年生全クラスを対象に「夢を持つことの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」を伝えていくことを目的とした「夢の教室」を開催します。			
(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全クラス開催中止)			
【総合型地域スポーツクラブの創設、活動支援】			
総合型地域スポーツクラブが自律的で主体的な運営を行えるよう、団体の会員拡大や活動基盤安定に向けた支援を行います。			
【「トップスポーツ観戦デー」の実施】			
トップレベルの大会等を市内の競技施設に誘致して開催し、スポーツに親しむ機会を提供します。			
(令和3年度は第54回日本女子ソフトボールリーグ後半開幕節を開催したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客で実施)。			
【スポーツボランティアの育成】			
スポーツボランティアに関わる情報・機会を提供するとともに、スポーツを支えるボランティア活動への参加拡大及び推進を図ります。			
*地域スポーツ推進事業は、「地域とつながろうプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	1,900	10,400	10,400

大和スタジアム・つきみ野野球場・宮久保野球場施設管理運営事業【担当課：スポーツ課】 			
7-3-1-2 市民がスポーツを楽しむ環境を整える			
◇令和3年度の取り組み◇			
快適なスポーツ施設環境を提供するため、大和スタジアムをはじめとした野球場の維持管理及び運営を、指定管理で行います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	63,000	63,000	63,000

ゆとりの森スポーツ施設管理運営事業【担当課：スポーツ課】



7-3-1-2 市民がスポーツを楽しむ環境を整える

◇令和3年度の取り組み◇

快適なスポーツ施設環境を提供するため、ゆとりの森スポーツ施設（芝生グラウンド、テニスコート、大規模多目的スポーツ広場、中規模多目的スポーツ広場、スポーツハウス）の維持管理及び運営を、指定管理で行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	31,900	32,500	32,500

女子サッカー推進事業【担当課：スポーツ課】



7-3-1-3 スポーツ選手や団体等の活動を支援する

◇令和3年度の取り組み◇

【女子小中学生を対象としたサッカー大会「大和なでしこカップ」の開催】

未来の「なでしこジャパン」を目指す女子サッカー選手たちに活躍の場を提供するとともに、女子サッカーの競技力の向上を図ることを目的として大会を開催します。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【女子小中学生のサッカー体験会や技術指導等の実施】

初めてサッカーを体験する子を中心に、誰でも楽しめるプログラムを提供する「女子小中学生サッカー体験会」を開催します。

(令和3年度は毎月1回開催予定のところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止)

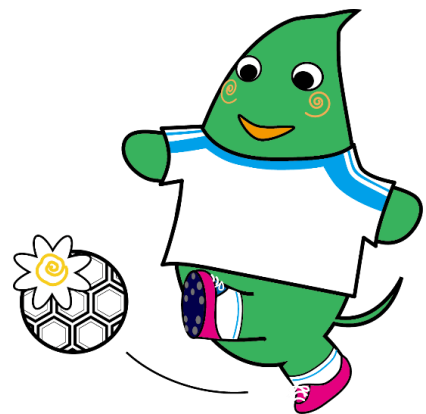
【女子サッカー関連イベントの開催】

女子サッカーへの関心を高めていくことを目的に、現役のなでしこジャパンやOGが特別講師となりサッカー教室やミニゲームを行う「なでしこレジェンドが大和にやってくる」「大和なでしこサッカーフェスティバル」を開催し、気軽にサッカーを楽しめる場を提供します。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	5,300	5,300	5,300

リーディングプロジェクト



市民の取り組み 「大和市地区体育振興会連絡協議会」の活動



地区体育振興会連絡協議会は、各地区体育振興会が互いに連絡協調を図り、スポーツ活動を振興することで、地域住民の体力向上と健全な精神を育むことに寄与することを目指して活動しています。

各地区の体育振興会は、市の事業への協力や地区ごとのスポーツ活動の企画・運営を担っています。特に例年10月に開催している地区体育祭・運動会は、各地区のメインとなるスポーツイベントであり、お年寄りから小さい子どもたちまで、たくさんの方が元気いっぱいに参加し、気持ちよく汗をかいています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されていますが、各種ガイドラインや地域の特性等を踏まえ、来年度以降の活動再開に向けた取り組みを進めています。

■主な活動

- 体育祭・運動会など、区内内スポーツ・レクリエーション事業の開催
- 大和市駅伝競走大会やスポーツフェスタなどへの選手派遣・運営協力
- スポーツ推進委員・社会体育振興委員の推薦



大和市駅伝競走大会



大和地区小学生スポーツ大会(ドッジボール)



親善球技大会(バウンスボール)



食べることは、生きるための基本であり、必要な栄養素を摂取するだけでなく、多様な食経験などを通じて、豊かな人間性を育むものでもあります。ライフステージに応じて適切な食生活を送ることができるよう取り組むとともに、新しい食文化にふれる機会を提供するなど、様々な普及啓発活動を行っていきます。

【健康都市プログラム掲載事業】

楽しく食べようプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ	
		基本目標										
		1	2	3	4	5	6	7	8			
		人				まち				社会		
健康づくり普及啓発事業【再掲】	食生活教室の開催	○									健康づくり推進課	23
食育推進事業	食育イベントの開催	○									健康づくり推進課	23
介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）【再掲】	運動・口腔機能向上講座の実施		○								人生100年推進課	24
母子保健相談指導事業	もぐもぐ教室等の開催			○							すくすく子育て課	24
こども食堂支援事業	こども食堂を実施する団体への補助金交付			○							こども・青少年課	25
保育所給食事業（市立保育所）	昼食やおやつ、延長保育における補食の提供			○							ほいく課	25
学校給食食育推進事業	給食展を開催、夏休み親子料理教室を実施				○						保健給食課	25
北部学校給食共同調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○						保健給食課	26
中部学校給食共同調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○						保健給食課	26
南部学校給食共同調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○						保健給食課	26
単独調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○						保健給食課	26
国際化推進事業	やまと世界料理の屋台村の開催								○	国際・男女共同参画課	27	
うまいもの市開催事業	「全国ふるさとまつり うまいもの市」の開催								○	産業活性化課	27	
農産物消費拡大推進事業	地場農産物の広報活動								○	農政課	28	
市民朝霧市支援事業	朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートへの補助金交付								○	農政課	28	

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・ 第2次大和市食育推進計画
- ・ 第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画

【関連計画における参考となる指標】

- ・ 第2次大和市食育推進計画の評価指標

	実績値	目標値（令和5年）
ふだん誰かと一緒に食事をとる市民の割合	77.6% (平成30年)	90.0%
学校給食の残食率（主に野菜を使った料理） ①小学校 ②中学校	① 11% ② 9% (令和元年)	① 8.8% ② 10.8%
食育に関心を持っている市民の割合	74.1% (平成30年)	90.0%

- ・ 第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画の評価指標

	実績値	目標値（令和5年度）
70歳代における咀嚼良好者の増加	73.8% (平成30年度)	75.0%
健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診している人（20歳以上）の割合	51.4% (平成30年度)	60.0%

【各事業の取り組み内容】

健康づくり普及啓発事業（再掲）【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
◇令和3年度の取り組み◇			
【健康づくり普及啓発事業の実施】			
地域の健康づくりのリーダーとして活動する健康普及員を支援し、健康づくりを推進します。			
地区の特徴を活かした健康普及員活動（ウォーキングや体操教室、健康測定会、食生活教室、健康普及員OB会による月例ウォーキング等）や、※「市民まつり」「健康都市やまとフェア」等のイベントに参加し、市内全域での健康づくり活動を展開しています。			
（※市民まつり、健康都市やまとフェアは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）			
*健康づくり普及啓発事業は、「身体を動かそうプロジェクト」「地域とつながろうプロジェクト」にも登載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,800	1,800	1,800

食育推進事業【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
◇令和3年度の取り組み◇			
【食生活改善推進員養成講座の開催】			
食育の普及の担い手となる食生活改善推進員を養成します。受講しやすいよう会場を増やして開催します。			
【食生活改善推進協議会の活動支援】			
食生活改善推進員を対象とした食生活の知識や調理技術向上の研修会の支援をします。			
【食生活改善活動】			
食生活改善推進員が地区活動として各種教室等を開催したり、動画・配布物での啓発等を行うことにより、バランスの良い食生活等の普及に努めたりします。			
【「ベジファースト～まず野菜 さいごは残さずごちそうさま～」の普及啓発】			
野菜から食べることの効果と残さず食べることの大切さを広めます。			
【食育講座の開催】			
食品衛生や食品表示等についての知識向上を図るため、講座を開催します。			
（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止）			
【食育イベントの開催】			
楽しみながら食育への関心を深めてもらうため、庁内・地域、食育関連団体と連携したお家で楽しめるイベントを開催します。			
【「やまと食の応援団」の取り組み実施】			
市が設定した要件にそって、健康的な食事ができる環境づくりに取り組んでいる飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録し、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。			
*食育推進事業は、「地域とつながろうプロジェクト」にも登載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,600	1,600	4,400

介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）（再掲）【担当課：人生100年推進課】



2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える

◇令和3年度の取り組み◇

【訪問型サービス事業】

65歳以上の基本チェックリストの判定基準に該当し、サービス利用が必要と判断された方を対象に、専門職（理学療法士、歯科衛生士等）が訪問指導する短期集中予防サービスを実施します。

【通所型サービス事業】

65歳以上の要支援1・2の認定を受けている方、基本チェックリストの判定基準に該当しサービス利用が必要と判断された方を対象に、次の短期集中予防サービス（全14回の講座）を実施します。

- ・運動機能向上講座
- ・心身機能向上講座
- ・運動・口腔機能向上講座

*介護予防・生活支援サービス事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	51,100	53,100	55,100

母子保健相談指導事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する

◇令和3年度の取り組み◇

【母子健康手帳の交付】

妊娠届出により、保健師が全数面接を行い、妊娠期から妊娠・出産・子育てや食事・栄養に関する相談に随時応じます。


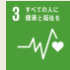
【各種啓発教室等の開催】



プレママ・パパ教室、もぐもぐ教室、1歳児育児教室、2歳児歯科相談、おべんとう教室、食育講演会を開催し、妊娠期から幼児期の育児や食育に関する普及啓発を行うとともに相談に応じます。（令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1歳児育児教室・おべんとう教室・食育講演会は中止。）



【育児相談等の実施】

定例育児相談を実施し、身長・体重の測定と、乳幼児の育児や食事、発育、発達の相談に保健師、管理栄養士が応じます。感染症対策のため、完全予約制で実施します。また、電話での育児や栄養の相談も随時行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	6,400	6,200	6,200

こども食堂支援事業【担当課：こども・青少年課】  			
3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【運営費等の補助】 大和市内で実施されている6か所のこども食堂について、運営費等を補助し、子どもの孤食を減らすとともに、子どもにとって安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を行います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	2,400	3,700	3,700

保育所給食事業(市立保育所)【担当課：ほいく課】  			
3-2-1-1 保護者のニーズに応じてきめ細やかな保育等を提供する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【給食調理業務の実施】 管理栄養士が栄養価計算をし、作成した献立に基づき昼食、おやつ、延長保育における補食を提供しています。 乳幼児期に必要な栄養素を摂取するだけでなく、「楽しく食べるこども」を目指して、保護者とともにこどもの健全な発育を確認しながら、食育に取り組んでいます。 給食を皆で食べることにより、こどもの食べる意欲を育て、より良い食習慣の確立を目指しています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	105,000	124,000	131,000

学校給食食育推進事業【担当課：保健給食課】  			
4-2-1-1 こどもが健康的な生活行動や習慣を身につけられるようにする			
◇令和3年度の取り組み◇			
【給食展を開催】 給食を通じて、食や食を取り巻く人、自然の恵みなどに感謝するきっかけを提供するとともに、本市学校給食についての情報発信を行います。 【夏休み親子料理教室を実施】 楽しく料理をすることにより、自分でつくる喜びを知っていただくとともに、給食への理解を深めるきっかけを提供します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	500	500	500

学校給食共同調理場運営事業（北部・中部・南部）【担当課：保健給食課】



4-2-1-1 こどもが健康的な生活行動や習慣を身につけられるようにする

◇令和3年度の取り組み◇

【給食調理業務】

安全で良質な学校給食を提供するため、衛生管理に細心の注意をはらい、給食を調理します。

【施設運営管理】

学校給食を調理する環境を安全かつ清潔に保つため、調理場施設の運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	（北部）171,000 （中部）181,000 （南部）201,000	（北部）171,000 （中部）184,000 （南部）196,000	（北部）171,000 （中部）184,000 （南部）196,000

単独調理校運営事業【担当課：保健給食課】



4-2-1-1 こどもが健康的な生活行動や習慣を身につけられるようにする

◇令和3年度の取り組み◇

【給食調理業務】

安全で良質な学校給食を提供するため、衛生管理に細心の注意をはらい、給食を調理します。

【施設運営管理】

学校給食を調理する環境を安全かつ清潔に保つため、調理場施設の運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	247,000	251,000	257,000

リーディング
プロジェクト



国際化推進事業【担当課：国際・男女共同参画課】



8-1-3-1 多様な文化を認め合い誰もが住みよい環境をつくる

◇令和3年度の取り組み◇

【外国語通訳や通訳・翻訳ボランティアの派遣】

(公財)国際化協会に週4日、1ヶ国語(計4ヶ国語)、市役所内に週1日、1ヶ国語の通訳窓口を設置します。

通訳・翻訳ボランティアにより、行政文書の翻訳、公的機関への通訳派遣など、外国人市民の支援を実施します。

【つま読み書きの部屋の運営(協働事業)】

「ひらがな、カタカナが読める外国人」を対象に、つま読み書きの部屋を年3期(1期4回)実施します。日常生活の中で「読んだり、書いたり」するものを取り上げ、日本語を勉強します。

【やまと世界料理の屋台村の開催】

世界各国の料理や音楽、舞踊などを通じ、広く市民の皆さんに外国文化への興味を持ってもらうため、やまと広場・図書館の道にて、やまと世界料理の屋台村を開催します。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	12,700	14,000	14,000

うまいもの市開催事業【担当課：産業活性課】



8-2-1-2 商工業に対する市民の関心を高める

◇令和3年度の取り組み◇

【うまいもの市の開催】

毎年10月第1土曜日とその翌日曜日の2日間、やまと広場及び図書館の道を会場として、全国各地の特産品や名産品(うまいもの)を楽しむことができる「全国ふるさとまつり うまいもの市」を開催しています。

(令和2年度・令和3年度の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

(参考:令和元年の開催実績)

- ・開催日時:10月5日(土曜日)10時~17時、10月6日(日曜日)10時~16時
- ・参加団体:市町村24自治体、市内県人会15県人会、大和市特産品・推奨品協議会
- ・来場者数:約3万5千人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	0	10,000	10,000

農産物消費拡大推進事業【担当課：農政課】

8-2-3-2 地域農産物を消費しやすい環境を整える



◇令和3年度の取り組み◇

【米作文及び大和で採れた野菜作文コンクールの実施】

「米」と「大和で採れた野菜」をテーマとする作文を募集することにより、児童の「米」と「大和で採れた野菜」に対する意識の高揚を図り、さらに日本型食生活の定着、「米」と「大和で採れた野菜」の消費拡大を図ります。

【収穫物活用体験料理教室の開催】

市内農場での野菜の収穫と地場農産物を使った料理教室を一緒に体験してもらうことで、地場農産物に対する理解・普及を図ります。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【親子農業見学会の開催】

市内の農家を見学することにより農業に親しんでもらい、地場農産物に対する意識を高め、消費拡大を図ります。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【地場農産物の広報活動】

農業団体等が開催するイベント等を積極的に支援し、イベント等で農産物直売所マップの配布などPR活動を行うことで、地場農産物の消費拡大を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	500	500	500

リーディング
プロジェクト

市民朝霧市支援事業【担当課：農政課】

8-2-3-2 地域農産物を消費しやすい環境を整える



◇令和3年度の取り組み◇

【朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートの実施に対する補助金の交付】

新鮮で安心な地場農産物を提供している朝霧市や夕やけ市などの運営をしている大和市民朝霧市推進委員会を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	600	600	600

市民の取り組み 「大和市食生活改善推進員」の活動



私たちは食生活改善推進員養成講座を受講した後に自主ボランティアとして、食生活改善推進活動をしています。

■設立

昭和40年6月1日

■会員数

77名（令和3年4月1日現在）

■目標

1. 健康づくり事業の推進
2. 生活習慣病予防のために多様な食品で栄養バランスを考えた食生活の普及
3. 良い食習慣は幼児期からの推進活動
4. 地場産物を使った食文化の伝承の普及活動
5. 高齢者に心豊かな食事の普及
6. 食べ物を大切に上手な活用を、生ごみを少なく環境浄化に努める

■活動状況

《普及メニューの動画撮影》



《野菜の切り方》



《健康づくり料理教室》



《おやこの食育教室》





地域とつながろうプロジェクト

地域とつながりを持つことは、社会的孤立を防ぎ、日々の生きがいをつくることにつながります。市民の皆さんが生活の様々な場面で活躍できるよう、地域活動やボランティアに参加できる機会を設けるだけでなく、交通手段の充実を図るなど外出しやすいまちづくりにも努めていきます。

【健康都市プログラム掲載事業】

地域とつながろうプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ
		基本目標									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
		人				まち		社会			
健康づくり普及啓発事業【再掲】	健康普及員の支援	○								健康づくり推進課	31
食育推進事業【再掲】	食生活改善推進員の養成	○								健康づくり推進課	31
大和市健康ポイント事業	健康ポイント制度の実施	○								健康づくり推進課	32
一般介護予防事業（介護特会）【再掲】	介護予防サポーターの養成	○								健康づくり推進課 人生100年推進課	32
おひとりさま施策推進事業	おひとりさまを対象とした調査や事業の企画		○							おひとりさま政策課	33
小学校地域教育力活用推進事業	学校支援ボランティア人材バンクの作成				○					指導室	33
中学校地域教育力活用推進事業	学校支援ボランティア人材バンクの作成				○					指導室	33
青少年指導者育成支援事業	青少年育成団体の活動支援				○					子ども・青少年課	33
自然観察センター・しらかしのいえ運営事業	市民ボランティアの育成						○			みどり公園課	34
地域公共交通施策事業	地域乗合交通の支援						○			街づくり総務課	34
コミュニティバス運行事業	「のろっど」「やまとんGO」の運行						○			街づくり総務課	35
自転車利用環境推進事業	自転車通行空間の整備						○			道路安全対策課	35
健康都市大学事業	市民が講師となる講座の企画、運営							○		図書・学び交流課	36
地域スポーツ推進事業【再掲】	スポーツボランティアの育成							○		スポーツ課	37
スポーツ関係団体支援事業	スポーツ関連団体の活動支援							○		スポーツ課	37
自治会活動支援事業	自治会活動の支援								○	生活あんしん課	38
コミュニティセンター管理運営事業	コミュニティセンターの管理運営								○	生活あんしん課	38
市民活動センター管理運営事業	市民活動に関する情報の提供								○	市民活動課	39
市民活動推進事業	協働事業等提案制度の実施								○	市民活動課	39

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・ 第5期大和市地域福祉計画
- ・ 大和市総合交通施策
- ・ 健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）

【関連計画における参考となる指標】

- ・ 健康都市やまと総合計画の成果を計る主な指標

	実績値	中間目標値 (2021年)	目標値 (2023年)
地域に支え合う人のつながりがある と思う市民の割合	43.9% (2016年)	48.5%	50.0%

- ・ 第5期大和市地域福祉計画の成果を計る主な指標

	実績値	中間目標値 (2021年度)	目標値 (2023年度)
民生委員・児童委員充足率	94.9% (2020年度)	100.0%	100.0%

- ・ 健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）の成果を計る指標

	実績値	目標値 (令和5年度)
健康都市大学の受講者数	2,419人 (令和2年度)	2,600人

【各事業の取り組み内容】

健康づくり普及啓発事業（再掲）【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
◇令和3年度の取り組み◇			
【健康づくり普及啓発事業の実施】			
地域の健康づくりのリーダーとして活動する健康普及員を支援し、健康づくりを推進します。			
地区の特徴を活かした健康普及員活動（ウォーキングや体操教室、健康測定会、食生活教室、健康普及員OB会による月例ウォーキング等）や、※「市民まつり」「健康都市やまとフェア」等のイベントに参加し、市内全域での健康づくり活動を展開しています。			
（※市民まつり、健康都市やまとフェアは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）			
*健康づくり普及啓発事業は、「身体を動かそうプロジェクト」「楽しく食べようプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,800	1,800	1,800

食育推進事業（再掲）【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
◇令和3年度の取り組み◇			
【食生活改善推進員養成講座の開催】			
食育の普及の担い手となる食生活改善推進員を養成します。受講しやすいよう会場を増やして開催します。			
【食生活改善推進協議会の活動支援】			
食生活改善推進員を対象とした食生活の知識や調理技術向上の研修会の支援をします。			
【食生活改善活動】			
食生活改善推進員が地区活動として各種教室等を開催したり、動画・配布物での啓発等を行うことにより、バランスの良い食生活等の普及に努めたりします。			
【「ベジファースト～まず野菜 さいごは残さずごちそうさま～」の普及啓発】			
野菜から食べることの効果と残さず食べることの大切さを広めます。			
【食育講座の開催】			
食品衛生や食品表示等についての知識向上を図るため、講座を開催します。			
（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止）			
【食育イベントの開催】			
楽しみながら食育への関心を深めてもらうため、庁内・地域、食育関連団体と連携したお家で楽しめるイベントを開催します。			
【「やまと食の応援団」の取り組み実施】			
市が設定した要件にそって、健康的な食事ができる環境づくりに取り組んでいる飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録し、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。			
*食育推進事業は、「楽しく食べようプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,600	1,600	4,400

大和市健康ポイント事業【担当課：健康づくり推進課】

1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする



◇令和3年度の取り組み◇

【健康ポイント制度の実施】

健診等の受診や健康に係る教室、講演、イベント等への参加によりポイントが貯まり、貯まったポイントで景品の抽選に応募できます。

事業参加対象の市民が参加しやすいポイント対象事業を検討することに加え、すでに参加している市民が参加を継続しやすい環境の整備に努めます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	5,700	5,700	5,700

一般介護予防事業（介護特会）

（再掲）【担当課：健康づくり推進課・人生100年推進課】

1-1-1-2 高齢の方の生き生きとした毎日を応援する



◇令和3年度の取り組み◇

【介護予防普及啓発】

介護予防に関する普及啓発のため、※健康遊具体験会や介護予防セミナー（運動セミナー、口腔セミナー、栄養セミナー、認知症予防セミナー）を開催します。

（※認知症講演会、健康遊具体験会及び介護予防セミナーの一部は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。）

【ふれあいネットワーク事業の実施】

大和市社会福祉協議会への委託により、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン開催、個別支援）を支援します。

【介護予防サポーター養成】

市内9カ所の地域包括支援センターへの委託により、介護予防や認知症に関する情報を地域に普及する活動を行うサポーターを養成するための講座を開催します。

【コグニバイクの普及啓発】

認知機能の向上を目的とした、脳と体の両方を同時に活動させる自転車型運動機器「コグニバイク」2台を、シリウス4階の健康度見える化コーナーに設置しています。週3回支援員がつき、利用方法についての支援を行います。また、継続利用される方を対象とした登録会を年3回開催しています。

（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防を鑑み、月1回の体験会（事前予約制）を12月から再開。）

*一般介護予防事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	44,600	84,300	45,600
（健康づくり関連）	38,500	78,200	39,500
（認知症施策関連）	6,100	6,100	6,100

おひとりさま施策推進事業【担当課：おひとりさま政策課】			
2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える			
◇令和3年度の取り組み◇ 主にひとり暮らしの高齢の方々の終活に関する不安に「わたしの終活コンシェルジュ」が寄り添い、葬儀等の生前契約の締結や死後の遺品整理、相続財産の処分などの段取りができるよう、支援を行います。6月には、「市の責務」として今後も市民の終活を支援していく姿勢を明確に示すため、「終活支援条例」を制定しています。 また、おひとりさまの実態を調査するためのアンケートを実施し、おひとりさまが必要とする支援の内容に生かすため、集計結果の整理と分析を行っています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	2,200	2,200	2,200

地域教育力活用推進事業(小学校・中学校)【担当課：指導室】			
4-2-2-2 社会に開かれた学校教育を推進する			
◇令和3年度の取り組み◇ 【学校評議員等の依頼】 各学校の推薦により、学校評議員等を依頼します。 【地域ボランティアによる学習支援の実施】 学校支援ボランティア人材バンクを作成し、各学校へ配付します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	(小学校)1,100 (中学校)800	(小学校)1,100 (中学校)800	(小学校)1,100 (中学校)800

青少年指導者育成支援事業【担当課：こども・青少年課】			
4-2-3-2 青少年育成団体の活動を活発にする			
◇令和3年度の取り組み◇ 【青少年育成団体への補助金の交付】 地域で健全育成を進める3団体に、補助金による支援と、行政内に事務局を置く人的な支援とを行い、指導者の育成を図ります。 【子どもの外遊び地域イベント等の実施】 外遊びに関する基本条例の趣旨にそった事業を実施します。 (令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	7,200	7,600	7,200

リーディングプロジェクト

自然観察センター・しらかしのいえ運営事業【担当課：みどり公園課】



6-1-3-2 地域緑化の推進を図る

◇令和3年度の取り組み◇

【自然観察センター・しらかしのいえの運営】

本施設の運営方針について、市・管理者・ボランティア団体の3者で年6回委員会を開催します。

【市民ボランティアの育成】

自然観察センター・しらかしのいえで活動しているボランティア団体向けに研修会を年1回行います。また、緑地で活動するための支援として、トコロジスト養成講座を年1回開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	100	100	100

地域公共交通施策事業【担当課：街づくり総務課】



6-3-1-1 日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する

◇令和3年度の取り組み◇

【地域乗合交通の支援】

地域における移動手段創出の取り組みとして、市民による地域交通(のりあい)を2010年度から実施(住民組織と市の協働事業)し、西鶴間・上草柳地域で運行します。

	のりあい
運行距離	約7.6km
運行本数 (1日あたり)	・市役所～西鶴間8丁目～鶴間駅～市役所 平日 18便/土休日 12便
運行間隔	平日午前:25分、平日午後及び土休日:50分
運賃	150円

【高齢者の移動支援】

高齢者の交通利便性向上のため、市内民間事業者が所有する送迎バスの車両を活用します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	64,700	52,700	52,700

コミュニティバス運行事業【担当課：街づくり総務課】



6-3-1-1 日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する

◇令和3年度の取り組み◇

【「のろっと」の運行】

コミュニティバス「のろっと」を北部・南部2ルートで運行します。

	北部ルート	南部ルート
運行距離	約18km	約21km
運行本数 (1日あたり)	・中央林間～市役所 平日 8便／土休日 7便 ・市役所～中央林間 平日 7便／土休日 6便	11便
運行間隔	100～120分	50～105分
運賃	100円	

【「やまとんGO」の運行】

ワゴン車を使用して狭い住宅地も通れるコミュニティバス「やまとんGO」を、市内4地域で運行します。

	中央林間西側地域	相模大塚地域	深見地域	桜ヶ丘地域
運行距離	約8.4km	約8.3km	約9.0km	約9.3km
運行本数 (1日あたり)	各ルート44便			
運行間隔	約30分			
運賃	150円			

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	339,000	419,000	457,000

自転車利用環境推進事業【担当課：道路安全対策課】



6-3-2-1 安全に自転車が利用できる環境や快適な歩行空間を整える

◇令和3年度の取り組み◇

【自転車通行空間の整備】

新たな自転車通行空間を創出するため、自転車通行空間整備工事(大和歩行者専用道2号線)を実施します。

歩道上に路面シート等を設置し、自転車の交通ルール啓発及び歩行者の安全確保を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	48,900	49,000	47,000



◇令和3年度の取り組み◇

【「市民でつくる健康学部」の運営】

市民が受講生として講義を聴いて学ぶだけでなく、自身が持つスキルや知識、経験を基に講師を務める講座を、年末年始を除いて毎日実施します。講義を行った市民講師には、年度末に感謝状を贈呈します。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休講あり)

【「人の健康学部」「まちと社会の健康学部」の運営】

市民向けの講座を実施する市の各部署や指定管理者、外郭団体と連携します。

事務局直営事業として連続講座を実施します。

【受講ポイントの付与】

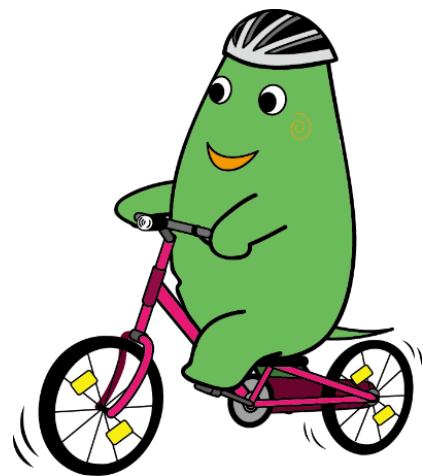
全講座に共通の受講ポイントを導入し、受講の度に、ポイントカードにスタンプを押印します。

受講ポイントを20ポイント以上取得した市民には、年度末に修了証を授与します。

【健康都市大学ガイドブックの配布】

健康都市大学の説明や講座情報をまとめたガイドブックを作成し、配布します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	6,500	5,200	5,400



地域スポーツ推進事業（再掲）【担当課：スポーツ課】



7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する

◇令和3年度の取り組み◇

【「夢の教室」開催】

市立小学校5年生及び市立中学校2年生全クラスを対象に「夢を持つことの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」を伝えていくことを目的とした「夢の教室」を開催します。

（令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全クラス開催中止）

【総合型地域スポーツクラブの創設、活動支援】

総合型地域スポーツクラブが自律的で主体的な運営を行えるよう、団体の会員拡大や活動基盤安定に向けた支援を行います。

【「トップスポーツ観戦デー」の実施】

トップレベルの大会等を市内の競技施設に誘致して開催し、スポーツに親しむ機会を提供します。

（令和3年度は第54回日本女子ソフトボールリーグ後半開幕節を開催したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため無観客で実施）。

【スポーツボランティアの育成】

スポーツボランティアに関わる情報・機会を提供するとともに、スポーツを支えるボランティア活動への参加拡大及び推進を図ります。

*地域スポーツ推進事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,900	10,400	10,400

リーディング
プロジェクト

スポーツ関係団体支援事業【担当課：スポーツ課】



7-3-1-3 スポーツ選手や団体等の活動を支援する

◇令和3年度の取り組み◇

市内のスポーツの普及と振興のため、市内スポーツ関連団体に対して補助金を交付します（大和市地区体育振興会、大和市体育協会、大和市スポーツ少年団、大和市レクリエーション協会、大和市軽スポーツ協会）。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	4,200	4,200	4,200

自治会活動支援事業【担当課：生活あんしん課】



8-3-1-1 自治会などの地域組織の充実、活性化を図る

◇令和3年度の取り組み◇

【自治連事務局職員の人件費等の補助】

自治会と行政との連絡調整の窓口である自治連の活動を支援する一環として、人件費等を補助します。

【自治会館の賃借料の一部補助】

自治会館として使用する土地、建物の賃借料に対して補助金を交付します。

【自治会で管理する掲示板の新設、修繕の補助】

自治会活動や市からのお知らせを周知するために重要な役割を持つ、掲示板の新設や修繕等に対し補助金を交付します。

【自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金の交付】

自治会活性化や加入促進、自治会員の健康増進を図るため、ラジオ体操を6か月以上実施する自治会に対し、奨励金を交付します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	18,700	21,700	22,000

コミュニティセンター管理運営事業【担当課：生活あんしん課】



8-3-1-1 自治会などの地域組織の充実、活性化を図る

◇令和3年度の取り組み◇



【指定管理者制度による管理運営】



地域住民によって構成された各会館の管理運営委員会と指定管理に関する協定を締結し、相互に協力し、適正かつ円滑に施設の管理運営を行います。

【土地賃借料】

桜丘及び上和田会館の土地利用について、地権者と賃貸借契約を締結し賃借料を支払います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	139,000	143,000	141,000

市民活動センター管理運営事業【担当課：市民活動課】  			
8-3-2-1 誰もが市民活動に参加しやすい環境をつくる			
◇令和3年度の取り組み◇			
【市民活動団体との協働による管理運営】			
市民活動拠点ベテルギウス内の市民活動センターを市民団体と協働で管理運営し、市民や市民団体に対する活動支援を行います。			
【市民活動に関する情報の提供】			
誰もが知識や経験を活かせるようなボランティア情報を提供します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	7,000	7,000	7,000

市民活動推進事業【担当課：市民活動課】  			
8-3-2-2 市民の主体的な市民活動を支援する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【協働事業等提案制度の実施】			
協働事業提案を募集し、推進するほか、市民活動の支援、周知を行います。			
【新しい公共を支える市民活動補償制度（ボランティア保険）の運用】			
市民が安心して市民活動に参加し従事できるよう補償することにより、市民活動を推進し多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	1,400	1,400	1,400

リーディング
プロジェクト

市民の取り組み 「大和市健康普及員」の活動



地域において健康づくりを推進するためには、行政だけでなく、地域住民による活動が必要不可欠です。市内で健康づくりを目的に地域に密着した活動を行っているのが、大和市健康普及員です。大和市健康普及員は自治会から選出され、地域における健康づくりの中心的な役割を果たしています。

72人(定員)の健康普及員が市内11地区において、様々な事業を企画し、実施しているほか、「健康都市やまとフェア」「大和市民まつり」「コミセン祭り」等のイベントに参加し、保健師と一緒に健康づくりに関する普及・啓発活動を行っています。また、健康情報を伝える「健康普及員だより」を編集し、年1回発行しています。

■主な活動 ~ご近所のつながりを生かして実施しています~

- 骨量測定や歩行姿勢測定会などの健康測定会
- 体操教室
- ウォーキング
- 「食生活改善推進員」の協力による料理教室

※新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じ開催。



歩行姿勢測定会

また、市民が心身の健康を意識し、自分に合った方法で健康づくりに取り組めるよう、市の保健師と連携を図り、年4回の健康普及員育成講座を通じて、日々、研鑽し地域への健康普及に努めています。さらに、その他研修等の機会に、地域の状況を積極的に市に伝えて、情報共有することで、地域が求めている事業などの充実を図っています。

大和市ウォーキングマップを作成し、市内の歴史や自然の名所をたどる12コースを紹介しています。健康普及員OB会による月例ウォーキングも開催しています。



持ち運びに
便利な A5 サイズ

■新型コロナウイルス感染症対策と活動について

健康普及員育成講座で、保健師作成の活動マニュアル「新型コロナウイルス感染症を踏まえた大和市健康普及員活動～地域活動実践のためのポイント～」を元に、新型コロナウイルス感染症対策について学んでいます。

従来の活動が難しい状況下においても、市保健師と共に11地区がそれぞれ工夫し、地区独自で健康に関するチラシを作成・配布する等、感染症予防策を講じながら積極的な活動を継続しています。

あなたも健康普及員になって一緒に学び、活動してみませんか。



受付時に
検温と体調をチェック



普段よりも定員を
減らし、人と人との
距離を十分に保って
実施



市民が健康の維持増進に取り組むうえでは、安全・安心に生活できる環境が整っていることも必要です。病気の予防や早期発見のための検診制度の充実を図るとともに、防災機能の強化や防犯意識の向上などに取り組むことで、暮らしの安全・安心を守ります。

【健康都市プログラム掲載事業】

命を守ろうプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ
		基本目標									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
		人				まち		社会			
健康相談・教育事業	24時間健康相談の実施	○								健康づくり推進課	42
健康診査事業	各種がん検診の実施	○								医療健診課	42
自殺対策事業	自殺対策講演会の開催	○								健康福祉総務課	43
救急医療情報活用事業	救急医療情報キットの配布	○								医療健診課	43
高齢者見守り事業	高齢者見守り（緊急通報）システムの設置支援		○							人生100年推進課	43
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査費用の助成			○						すくすく子育て課	44
妊産婦・新生児等訪問事業	妊産婦・新生児等の家庭訪問の実施			○						すくすく子育て課	44
子育て世代包括支援センター事業	電話相談、家庭訪問の実施、ケアプランの作成			○						すくすく子育て課	44
児童生徒安全対策事業	防犯ブザーの配布				○					指導室	45
いじめ等対策事業	教育フォーラムの開催					○				指導室	45
地域防災訓練事業	地域防災訓練指導の実施						○			消防署管理課	45
地域防犯活動推進事業	防犯教室等の開催						○			生活あんしん課	46
交通安全啓発事業	交通安全教室等の開催							○		道路安全対策課	46
応急手当普及啓発事業	各種救命講習会の開催								○	救急救命課	47
救急活動事業	傷病者の救命処置及び医療機関への搬送								○	消防署管理課	47

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・大和市民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画
- ・やまと自殺総合対策計画
- ・やまと子育て応援プラン（大和子ども・子育て支援事業計画）

【関連計画における参考となる指標】

- ・健康都市やまと総合計画の成果を計る主な指標

	実績値	中間目標値 (2021年)	目標値 (2023年)
子育てに関する不安を相談できる場があると思う市民の割合	52.2% (2016年)	58.0%	60.0%
介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	49.4% (2016年)	54.5%	56.5%

- ・やまと自殺総合対策計画の数値目標

	実績値	目標値 (2022年)
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺死亡者数）	17.1 (2020年)	12.3以下

【各事業の取り組み内容】

健康相談・教育事業【担当課：健康づくり推進課】



1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする

◇令和3年度の取り組み◇

【健康講座、訪問指導等の実施】

シリウスの健康テラスでの健康講座や市民からの依頼を受けて地域に出向く健康教室等を実施することにより健康づくりの普及啓発を行います。

保健師や管理栄養士の家庭訪問による個別指導は、糖尿病（性腎症）重症化予防・低栄養予防・口腔機能低下防止等を目的とし、実施しています。

（※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、訪問を電話相談にして実施している場合もあります。）

【24時間健康相談の実施】

専門職による24時間電話相談を、委託により実施します。

【保健事業と介護予防の一体的実施】

高齢者は複数の慢性疾患に加え、要介護状態に至る前段階においてもフレイル状態になり易いため、保健事業と介護予防の取り組みを一体的に実施し、健康寿命の延伸を目指します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	32,400	32,000	31,400

健康診査事業【担当課：医療健診課】



1-1-2-1 自らの健康状態を把握できる環境を整える

◇令和3年度の取り組み◇

【がん検診（胃、肺、大腸、乳房、子宮、前立腺）】

市内医療機関や保健福祉センター等の施設でがん検診を実施します。


【未受診者への再勧奨】


過去3年間がん検診を受診していない40・45・50・55・60歳の対象者、子宮がんまたは乳がん検診が無料になる勧奨年齢対象の未受診者へ再勧奨を実施します。


【精密検査受診未把握者の追跡調査】

がん検診で精密検査が必要と診断され、その後の検査結果を確認できていない方を対象に、受診状況の追跡調査を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	728,000	763,000	789,000

自殺対策事業【担当課：健康福祉総務課】			
1-1-2-3 心の健康の保持を図る			
			
◇令和3年度の取り組み◇			
【自殺対策の主な活動】			
自殺防止相談電話による相談支援、こころサポーター（ゲートキーパー）養成研修とフォローアップ研修を開催します。			
やまと自殺総合対策計画の実施のため、普及啓発として自殺対策講演会を開催します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,200	1,400	1,000

救急医療情報活用事業【担当課：医療健診課】			
1-2-1-2 市民が適切な医療を受けられるよう支援する			
			
◇令和3年度の取り組み◇			
【救急医療情報キットの配布】			
保険福祉センター（医療健診課）、本庁舎（介護保険課）、各学習センター、市内10薬局等において配布を行います。			
救急フェア等の市主催イベントで配布を行います。			
（令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各イベントが中止となっているため、イベントでの配布予定はありません。）			
【救急医療情報の更新等をうながすためのPR】			
広報やまと等による広報活動を行います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	400	400	400

高齢者見守り事業【担当課：人生100年推進課】			
2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える			
			
◇令和3年度の取り組み◇			
【高齢者見守り（緊急通報）システム】			
65歳以上のひとり暮らし等で心臓病等があり、緊急時に外部へ連絡することが困難な方や、80歳以上のひとり暮らしの方等に、ボタン一つで通報できる緊急通報装置と、異常を感知した際に自動的に通報する人感センサー等を貸与します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	19,400	19,000	19,600

リーディングプロジェクト

妊婦健康診査事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する

◇令和3年度の取り組み◇

【妊婦健康診査費用の助成】

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成し、定期受診を勧めることで、母子の適切な健康管理に努めます。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用補助券14回分（多胎児妊娠は17回分）を交付し、公費助成します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	111,000	111,000	111,000

妊産婦・新生児等訪問事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する

◇令和3年度の取り組み◇

【妊産婦・新生児等の家庭訪問の実施】

母子健康手帳の交付時や各種健康診査において把握された、継続的支援を必要とする妊産婦や乳幼児を対象に、保健師や管理栄養士が訪問し、支援を行います。

【おおむね生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問】

おおむね生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に、「赤ちゃん訪問」を実施しています。訪問時には、新生児や乳児の発育発達の確認、産婦の体調管理や授乳、産後うつに関する支援を実施します。また、地域の育児情報やサービス利用方法についても案内します。

【妊娠から産後期に助産師による相談・訪問の実施】

「助産師さん何でも相談」を実施し、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師が相談支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	6,800	6,700	6,400

子育て世代包括支援センター事業【担当課：すくすく子育て課】




3-1-2-2 保護者の子育てに関する不安や負担を軽減する


◇令和3年度の取り組み◇




【電話相談、家庭訪問、ケアプラン作成等】

妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育てに関する相談に、ワンストップで応じます。また、必要に応じて支援プランを作成し、各種母子保健事業や子育て支援事業をコーディネートすることで、切れ目のない支援を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	2,500	2,500	2,500

児童生徒安全対策事業【担当課：指導室】 			
4-2-1-2 子どもが非行や犯罪に関わらないよう未然防止策を講じる			
◇令和3年度の取り組み◇			
【PSメールを活用した情報伝達】			
犯罪、不審者、自然災害等の情報を利用登録した保護者へ迅速に伝達します。			
学校ごとの連絡事項を利用登録した保護者へ迅速に伝達します。			
【防犯ブザーの配布】			
全市立小学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	3,000	3,000	3,000

いじめ等対策事業【担当課：指導室】 			
4-2-2-1 いじめの撲滅、不登校児童生徒の減少を図る			
◇令和3年度の取り組み◇			
【いじめ・不登校に関するフォーラムの開催】			
いじめ・不登校について学校、地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムを開催します。			
【児童支援中核教諭の配置（全小学校）】			
全市立小学校において指導体制の充実を図るため、児童支援中核教諭を校内から選任し、その授業代替要員として非常勤講師を配置します。			
【スマートフォン用匿名報告・相談アプリケーションの整備（全中学校）】			
スマートフォン用の匿名報告・相談アプリケーションを市立全中学校生徒が使用できる環境を整備します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	16,800	16,900	16,900

地域防災訓練事業【担当課：消防署管理課】   			
5-1-1-1 防災・減災に対する自助・共助の取り組みを推進する			
◇令和3年度の取り組み◇			
自治会、自主防災会等の市民が実施する地域防災訓練等を指導します（スタンドパイプ消火資器材取扱い訓練、初期消火訓練、心肺蘇生訓練、震度体験訓練、AED取扱い訓練等の指導）。			
（令和2年度実績）			
訓練実施回数：2回、参加人員：208人、参加自主防災会数：8自主防災会			
新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため受付を中止していました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	3,400	5,500	3,100

地域防犯活動推進事業【担当課：生活あんしん課】



5-2-1-1 犯罪発生件数の減少を図る

◇令和3年度の取り組み◇

【防犯教室等の開催】

大和警察署及び防犯活動ボランティア団体と協力し、自治会、小学校など申し込みのあった団体に対して防犯講話を実施します。

【防犯キャンペーンの実施】

大和警察署及び防犯活動ボランティア団体と協力し、駅前や大型商業施設周辺で、通行人や施設利用客に対して防犯啓発のキャンペーンを実施します。

【ヤマト SOS 支援アプリの運用】

スマートフォン向けアプリケーション「ヤマト SOS 支援アプリ」を運用し、市内の防犯・防災等に関する情報を市民に配信します。

【振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助】

音声を録音する旨のメッセージが流れ会話を自動で録音できる機能を備えた電話機等の機器の購入者に対して補助金を交付し、振り込め詐欺被害の防止を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	8,600	7,500	7,900

交通安全啓発事業【担当課：道路安全対策課】



5-2-2-1 交通事故発生件数の減少を図る

◇令和3年度の取り組み◇

【交通安全教室等の実施】

交通安全教室等を実施します。

【TS マーク取得及び幼児・児童用ヘルメット購入助成】

自転車安全利用講習会等の参加者に対し、自転車運転免許証及び認定証を交付し、TS マーク取得及び幼児・児童用自転車ヘルメット購入助成を行います。

【自転車保険の実施】

平成28年度から市立小学5・6年生、平成29年度から市立中学生までを対象とした「自転車保険付き自転車運転免許証」の交付を実施しています。

【シルバー・ドライブ・チェックの実施】

市内在住の70歳以上の高齢ドライバーを対象にドライブレコーダーを活用した安全運転診断を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	29,500	29,500	29,500

応急手当普及啓発事業【担当課：救急救命課】

5-2-4-1 市民、地域、事業者の火災対応力や応急手当能力を強化する



◇令和3年度の取り組み◇

【各種救命講習会の開催】

市民、事業所及び団体を対象に、各種救命講習会（応急手当、普通、上級、普及員）を開催します。また、毎月第一土曜日に「AEDの日」を開催して、AEDの普及啓発に努めます。

令和2年度実績 普通救命講習Ⅰ・Ⅲ 実施回数46回、参加人員287人

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種講習会の一部とAEDの日は中止としました。）

【やまとAED救急ステーションの認定】

事故や病気により呼吸や脈が止まった場合、すぐにAEDを使用して除細動（電気ショック）を行うことができる環境を整備するため、事業所などに設置されているAEDを、緊急時に提供していただけるよう「やまとAED救急ステーション」として認定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,800	1,700	1,600

救急活動事業【担当課：消防署管理課】

5-2-4-2 火災などの被害を最小限にするため、迅速かつ効果的、効率的な活動を行う



◇令和3年度の取り組み◇

【災害出動】

救急車の台数（非常用救急含む）：7台

出動件数：11,052回 ※令和2年中の出動件数

搬送人員：10,104人 ※令和2年中の搬送人員

救急救命士数：43人

【救急活動用消耗品の購入】

主な消耗品：感染防止衣、ディスポグローブ、マスク、N95、防護服

主な薬剤：アドレナリン、乳酸リンゲル、50%ブドウ糖溶液

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	12,300	9,600	9,400



市民の取り組み 自主防災組織による防災活動について



毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。本市においては、大規模な災害は発生しておりませんが、いつ何時どこで起こるかわかりません。

災害時には、自助（各家庭で災害に備え自分の身は自分で守る）、共助（地域の人々が協力して助け合う）、公助（行政機関による援助活動や物資支援）が互いに一体となることで、被害を最小限に食い止め、早期の復旧・復興を可能にするといわれています。

そのため、各自治会や団体に組織された自主防災会が実践的な消火活動などを行う防災訓練を実施しています。

防災訓練については、新型コロナウイルスの影響により、密集を避ける工夫が必要となりましたが、訓練を実施しなければ、いざという時の行動に結びつきません。そのためには、各自主防災会としては、今後の状況を見ながら工夫して、災害に備えていく必要があります。

■地域防災訓練の様子





ゆとりを感じようプロジェクト

心身の健康づくりには、ゆとりのある空間で、自らの意思で自由に学び、自分自身や生活の質を高めていくことも大切です。日々の疲れを癒し、明日への活力を生み出せるよう快適な都市空間を整備するとともに、豊かな文化や芸術にふれ、充実した時間を送るための環境づくりに努めます。

【健康都市プログラム掲載事業】

ゆとりを感じようプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ		
		基本目標											
		1	2	3	4	5	6	7	8				
								人	まち	社会			
つどいの広場事業	つどいの広場の運営			○								こども総務課	50
子育て支援センター運営事業	子育て支援センターの管理運営			○								こども総務課	50
放課後児童クラブ事業	放課後児童クラブの運営			○								こども・青少年課	50
児童館管理運営事業	児童館の管理運営				○							こども・青少年課	51
青少年育成事業	わくわく冒険隊等の実施				○							こども・青少年課	51
緑地保全事業	緑地施設の管理							○				みどり公園課	52
大規模緑地整備事業	大規模緑地の用地交渉、測量							○				みどり公園課	52
保存樹林等支援事業	保存樹林、保存生垣、保存樹木の指定							○				みどり公園課	52
緑化推進支援事業	緑に関する相談業務の実施							○				みどり公園課	53
市民農園運営事業	市民農園の運営支援							○				農政課	53
中央林間駅周辺まちづくり事業	中央林間駅周辺のまちづくり							○				街づくり総務課	53
ゆとりの森整備事業【再掲】	公園施設の整備							○				みどり公園課	54
図書館管理運営事業	図書館の管理運営								○			図書・学び交流課	54
文化芸術振興事業	文化芸術活動の発表の場及び芸術鑑賞の機会の提供								○			文化振興課	55
芸術文化ホール管理運営事業	芸術文化ホールの管理運営								○			文化振興課	55

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・大和市都市農業振興基本計画
- ・中央林間地区街づくりビジョン
- ・大和市文化芸術振興基本計画（第3期）

【関連計画における参考となる指標】

- ・健康都市やまと総合計画の成果を計る主な指標

	実績値	中間目標値 (2021年)	目標値 (2023年)
大和市には、緑や公園が多いと思う市民の割合	68.7% (2016年)	71.0%	73.0%
文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	45.7% (2016年)	55.5%	59.5%


- ・大和市都市農業振興基本計画の目標数値



	実績値	目標値 (2028年度)
市民農園區画数	965区画 (2021年)	1100区画




- ・大和市文化芸術振興基本計画（第3期）の目標数値

	実績値	目標値 (2023年)
やまと芸術文化ホール年間利用者数	43,931人 (2020年)	324,000人

【各事業の取り組み内容】

つどいの広場事業【担当課：こども総務課】			
3-1-2-2 保護者の子育てに関する不安や負担を軽減する			
			
◇令和3年度の取り組み◇			
【つどいの広場の運営】			
子育てアドバイザー2名を配置し、子育ての悩み相談、利用者の親子に対する地域の子育て関連情報の提供を行うとともに、子育てボランティア等に対する研修を実施します。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員制・入替制で実施。)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	28,700	28,800	29,600

子育て支援センター運営事業【担当課：こども総務課】			
3-1-2-2 保護者の子育てに関する不安や負担を軽減する			
 			
◇令和3年度の取り組み◇			
子育てに関する情報提供、子育て何でも相談、子育てサロンの運営、子育てサークル支援等について指定管理で運営します。 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予約制・定員制で実施。)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	16,200	16,200	16,200

放課後児童クラブ事業【担当課：こども・青少年課】			
3-2-1-1 保護者のニーズに応じてきめ細やかな保育等を提供する			
  			
◇令和3年度の取り組み◇			
【公営児童クラブの運営】			
小学校の余裕教室等を活用し、資格を有する支援員等により児童クラブの運営を行います。			
【民営児童クラブへの業務委託、運営補助金の交付】			
公営児童クラブのない学区(南林間小学校、西鶴間小学校)については、民営の児童クラブに業務を委託します。公営及び委託民営児童クラブに入会できない児童(入会保留児童)を受け入れた他の民営児童クラブについては、その人数により、市から運営補助金を交付します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	502,000	491,000	480,000

児童館管理運営事業【担当課：こども・青少年課】



4-2-3-1 こどもたちの活動を活発にする

◇令和3年度の取り組み◇

子どもたちと関わりを持ちながら、様々な季節の事業を通して想像力豊かな発想を導き出すよう、コミュニティセンター併設館20館及び単独児童館2館それぞれの指定管理者が地域に密着した管理運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	67,200	70,100	90,900

青少年育成事業【担当課：こども・青少年課】



4-2-3-1 こどもたちの活動を活発にする

◇令和3年度の取り組み◇

大和ユースクラブに、小学校5・6年生を対象とした「わくわく冒険隊」などの青少年に関わる事業を委託することで、自主企画・自主運営を促進するとともに、若者の健全育成と能力開発を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	200	900	900

リーディング
プロジェクト

緑地保全事業【担当課：みどり公園課】			
6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【保全緑地契約の更新】			
本市の貴重な財産である大規模な緑地を将来に残すため、買取や賃貸借契約を締結し保全します。			
【緑地施設の管理】			
安全管理の側面から支障木や危険木の処理を適正に行い、森の更新伐採も計画的に進め、緑地施設の維持管理に努めます。			
【測量調査】			
用地買収や境界確定の際に、必要性に応じて測量調査を行います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	38,300	42,300	40,300

大規模緑地整備事業【担当課：みどり公園課】			
6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【大規模緑地の用地交渉、測量】			
市内に残る貴重な財産である大規模緑地を、将来にわたって保全していくために、土地所有者と継続的に用地交渉を行い、用地買収の際には、必要に応じて測量調査を行います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	2,100	0	2,100

保存樹林等支援事業【担当課：みどり公園課】			
6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する			
◇令和3年度の取り組み◇			
【保存樹林・保存生垣・保存樹木を指定し、協定を締結】			
市街化区域内に点在する緑を保存するために、一定要件のもとに新規保存樹林等を指定し協定を締結します。また、協定期間満了者に対する協定の更新を行います。			
【緑化奨励金の支給】			
協定締結者に対して、それぞれの規定に応じた緑化奨励金を支払います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	31,900	31,800	31,800

緑化推進支援事業【担当課：みどり公園課】

6-1-3-2 地域緑化の推進を図る



◇令和3年度の取り組み◇

【緑に関する相談業務】

グリーンアップセンターにて年末年始を除く水曜日、金曜日並びに日曜日午前10時から午後4時まで専門の相談員を配置し、市民を対象に相談業務を行います。

【生垣設置、ブロック塀撤去への費用助成、現物支給】

生垣設置に伴う設置費用や既存ブロックの撤去などの助成制度を広報等でPRし、新たな緑を創出します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	2,000	2,000	2,000

市民農園運営事業【担当課：農政課】

6-1-3-3 農地の適正な保全、活用を図る



◇令和3年度の取り組み◇

【市民農園の運営支援】

市民農園の管理及び運営をしている各市民農園の代表からなる大和市民農園運営委員会を支援します。

4月頃に夏野菜栽培講習会、7月頃に秋野菜栽培講習会を開催し、農園利用者が自ら農作物を栽培する興味や知識の向上を図ります。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏野菜栽培講習会、秋野菜栽培講習会は中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	4,900	4,900	4,900

中央林間駅周辺まちづくり事業【担当課：街づくり総務課】

6-2-2-1 住環境の維持、改善を進める



◇令和3年度の取り組み◇

【小田急中央林間駅施設改善】

昨年度に引き続き、東側改札口新設等に向けた工事を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	10,000	170,000	152,000

ゆとりの森整備事業（再掲）【担当課：みどり公園課】



6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する

◇令和3年度の取り組み◇

駐車場の安全対策として巻き込み部のラバーポール設置のほか、園地南側に臨時駐輪場を整備する工事、中規模多目的スポーツ広場出入り口の改良工事を行います。

*ゆとりの森整備事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	5,500	5,800	300

図書館管理運営事業【担当課：図書・学び交流課】



7-1-1-1 市民の本との出会いや読書活動を活発にする

◇令和3年度の取り組み◇

【大和市立図書館、中央林間図書館、渋谷図書館の管理運営】

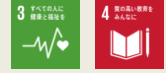
指定管理者制度を活用し、図書館の円滑な管理運営を行います。

各図書館で運用する図書館システムを運用します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	606,000	550,000	550,000

文化芸術振興事業【担当課：文化振興課】

7-2-1-1 市民の文化芸術活動の裾野を広げる



◇令和3年度の取り組み◇

【文化祭、文芸祭の開催】

市民が日頃の文化芸術活動を発表できる場を提供し、知識・技術の向上、文化に対する意識の高揚と普及を図ります。

【コミュニティ音楽館の開催】

コミュニティセンターで質の高い音楽を気軽に楽しめるコンサートを開催します。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【YAMATO ART 100の実施】

文化芸術の力で、人とまちを元気にするため、秋に開催する様々な文化芸術イベントをまとめ、大和の文化芸術の情報を広く発信します。

【文化芸術顕彰の実施】

優れた創造活動を行っているアーティストや大和の文化芸術の発展に貢献した人など、大和市の文化芸術の振興に寄与した方を表彰します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	9,200	6,200	6,200

芸術文化ホール管理運営事業【担当課：文化振興課】

7-2-1-1 市民の文化芸術活動の裾野を広げる



◇令和3年度の取り組み◇

指定管理者制度を活用し、芸術文化ホール(メインホール・サブホール・ギャラリー・マルチスペース)の管理運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	291,000	291,000	291,000



市民の取り組み

「しらかしのいえボランティア協議会」の活動紹介



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が9月末日で解除され、ボランティア活動が再開されました。「しらかしのいえボランティア協議会」では感染症対策に気を抜かず、協議会作成の「感染拡大防止ガイドライン」を踏まえて活動しています。

市民向け行事の企画と運営のボランティア活動

泉の森ガイド部会、自然あんない部会、野鳥部会、植物調査班が行なっている市民向けの行事では参加者人数の制限、新規参加者の優先、マスク着用、密防止、接触防止など感染予防対策を講じて活動しています。



「樹木ウォッチング」(植物調査班)



調査と整備(植物調査班)

環境保全、環境整備のボランティア活動

泉の森の環境保全を行っている環境管理部会では活動前のミーティングは外部で行い、参加者の体調チェックも行っています。保全作業ではマスク、ゴーグルの着用を徹底しています。引地川の環境を守る活動をしている「柳とあそぼう引地川部会」では子供たち対象の行事がコロナ禍のため開催できませんでした。

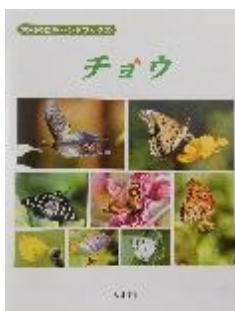


外来種草の除去作業(環境管理部会)



シイタケ栽培(環境管理部会)

市民向けに提供されている大和市発行の「大和の自然ハンドブック」では、編集作業、写真提供などにボランティアが参加協力しています。



【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(1)



■ワクチン接種「大和モデル」

- ・ 大和市における新型コロナワクチン接種は、各医療機関による「個別接種」、公共施設等を活用した「集団接種」に加え、地域特性や接種状況に合わせて柔軟に会場を設営する「別動隊」の3つを効果的に組み合わせた、市独自の「大和モデル」により推進しています。
- ・ 「別動隊」は、高齢の方の優先接種期間には、市内でも高齢化率が高く、最寄駅から距離のある上和田団地、いちよう団地を訪問して接種を行いました。その後も、子供たちと接する機会が多い保育所や学校の教職員、妊娠した方やそのパートナー、入学試験を控えた受験生などへの優先接種を行うとともに、市内に80を超える国や地域の外国人市民が住んでいる状況を踏まえ、大和市国際化協会の協力も得ながら外国人向けの接種を実施するなど、様々な状況に置かれた市民に寄り添いながら、機動的な接種を展開しています。
- ・ こうした「大和モデル」の取り組みは、首相官邸が作成しているワクチン接種にかかる自治体独自の工夫集のほか、多くのメディアでも取り上げられるなど、高い評価を得ています。



【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(2)



■新型コロナワクチンの集団接種に歯科医師が参加

- ・ 令和3年4月、国は、新型コロナウイルスのワクチン接種に係る医療従事者を確保しやすくするため、法律上、医師や看護師等のみが行える筋肉内注射について、特例的な取り扱いとして、歯科医師も行うことを認めました。
- ・ これを受け、本市は、接種体制の拡充や接種を行う医療従事者の負担平準化のため、市立病院で口腔外科を専門としている歯科医師の接種スタッフへの参加を決定しました。
- ・ 当該歯科医師は、必要とされる研修等を速やかに修了し、保健福祉センターでの集団接種開始から二日目となる令和3年5月17日に市民への接種を行いました。本市の調べでは、歯科医師が新型コロナウイルスのワクチン接種を行うのは、これが国内で初めての事例となります。



【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(3)



■県保健所への保健師等の職員派遣

- ・ 国は、令和3年1月7日、1都3県に対し緊急事態宣言を発出しました。
- ・ 緊急事態宣言が発令されたことは、神奈川県民の生命や健康が、著しく重大な被害に遭うおそれがあることを意味しています。
- ・ このとき、県内の感染者数は右肩上がりに増加しており、改めて総力戦で防疫に当たらなければならない状況下にありました。
- ・ そこで、感染症対策を所管する神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター（保健所）に保健師をはじめ事務職員を派遣し、支援することで、市民生活を守ることに寄与しています。

【職員派遣の状況など】

派遣職員の感想・報告

- ・ 派遣期間中は、新型コロナウイルス感染症の陽性者の疫学調査や入院調整、施設調査、管轄保健所への接触者の健康調査依頼や通報などを行いました。
- ・ 学校や幼稚園、保育園、介護施設等では、陽性者の疫学調査の後、施設への聞き取り、濃厚接触者の特定、状況に応じて集団検査を行うなど感染拡大防止に努めました。
- ・ 第5波では陽性者が1日に100人を超え、疫学調査が1日で終わらず翌日以降に持ち越す日が続き、高齢の方や中等症の診断がついている方などから順次、疫学調査を行うなど、リスクの高い方を優先に対応しました。一方で疫学調査の連絡をお待ちの方が急変されないかと懸念する毎日でした。
- ・ 市民からは、コロナの症状や療養中の過ごし方などの問い合わせも多くありました。
- ・ 7月以降は、50歳代、20歳代の発生届が多く、高齢の方の発生届はほとんどなくなり、ワクチン接種の効果が表れていると感じました。

期間	派遣職種・人数
R2.9.1~10.31	保健師2人
R2.11.1~12.31	保健師2人
R3.1.1~3.31	保健師2人
R3.1.12~2.11	保健師2人
R3.1.18~2.28	事務職員4人
R3.1.21~2.28	事務職員2人
R3.1.21~2.28の土曜日	保健師1人※(※4人で交代)
R3.4.26~7.31	保健師1人
R3.8.24~9.30	保健師1人、事務職員2人
R3.10.1~10.31	事務職員1人

措置期間

- 1/8~3/21 緊急事態措置
- 4/20~8/1 まん延防止等重点措置
- 8/2~9/30 緊急事態措置

業務概要

- 医療機関からの検査結果連絡の受理
- 医療機関からの患者発生届に基づく疫学調査
- 疫学調査に基づく濃厚接触者や施設調査の要否検討
- 陽性患者の療養先の調整 等

資料集

■健康都市連合憲章 (Charter of the Alliance for Healthy Cities)

(2003年10月17日 マニラ/2004年10月13日 クチン/2008年10月26日 市川)

前文

私たち健康都市連合のメンバーは;

市民の生活の質 (Quality of life) を向上させ、不平等を是正することを決意する。

健康とは、単に疾病や障害がないだけでなく、肉体的・心的・社会的・精神的に良好な状態であること、さらに健康が住民の基本的権利であることを認識する。また、互いの組織が協力しあい、できるだけ高いレベルの健康を達成するために多部門による行動が必要であることを確認する。

都市化 (Urbanization) は全世界的な現象であり、都市住民の生活の質と健康の向上のためには、組織横断的な行動が必要であると認識する。

都市がかかげている社会的、政治的、経済的、環境、そして健康についての目標を達成するために、地方政府は急速に拡大する都市域を適切に経営し、説明責任、透明性、予見性をそなえ、そして法令に従って運営しなければならないことを認識する。

ヘルシーシティーアプローチ (Healthy Cities approach) を通して、個人やグループが自身の生活の質を向上できるようにすることを決意する。

都市間でヘルシーシティーのアプローチとその考え方について情報や経験を積極的に共有する。健康を重視する都市政策 (Healthy public policy) を立案し、健康を支える環境を整え、コミュニティの活動を強化し、個人の能力開発を促し、より高い健康水準を達成するための新たな方向性を開拓することに責任をもって取り組む。

私たちはここに健康都市連合ビジョン (the vision of the Alliance for Healthy Cities) を宣言する。

すべての市民が協調して平和に暮らす都市・コミュニティの構築を目指す。

持続可能な成長と多様性の尊重を実現し、できるだけ高い生活の質と健康を人々が平等に達成できるよう、市民生活のあらゆる場面において健康を増進し保護することに責任をもって取り組んでいく。

ここに私たちの連合の理念と行動を具体化し活動の指針となるべきものとして、健康都市連合憲章を公布する。

第1条 一般条項 (General Provisions)

第1.1項 連合に係る組織名を「健康都市連合 (Alliance for Healthy Cities)」とする。(以下「連合 (Alliance)」という。)

第1.2項 連合はその理念、目標および目的を共有する都市から構成され、その運営がおこなわれる国においては非政府・非営利団体として登録される。

第1.3項 本憲章は、以下の条項で定義される全ての正会員および準会員に適用される。

第1.4項 本憲章の条項は、会員及び準会員が所在する国が設置・締結する法・国際条約にかわるものではない。

第2条 用語の定義

第2.1項 健康都市 (Healthy Cities)

健康都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市である。

第2.2項 健康促進 (Health Promotion)

健康促進とは人々が自身の健康をコントロールし、自ら健康な状態を達成できるよう促すことである。

第2.3項 ヘルシーセッティング (Healthy Settings)

ヘルシーセッティングとは、社会生活の中で人がまどまって活動する空間が、総体として健康促進を支える物的・社会的環境条件を備えていることを指す。

第 2.4 項 生活の質 (Quality of life)s

生活の質とは、各々の文化的背景・価値観の中における自己の境遇についての理解と定義され、個々人の目標・期待・判断基準・関心事に深く関係するものである。

生活の質は、個々人の肉体的な健康、精神的状態、自立の程度、社会的な関係、個人の信念、環境の特色との関係など、広い諸概念を含んだものである。

第 2.5 項 都市 (City)

都市とは、都市政府 (city governments)、都市連合政府 (governing units of cities)、地方自治体 (municipalities) 及びそれと同等の組織 (equivalent organizations) を指す。

第 3 条 連合の目標と目的

第 3.1 項 目標 (Goal)

健康都市の目標は、ヘルシーシティアプローチを通じ、持続的な方法により都市居住者の健康を守り促進し、生活の質を向上させることである。

第 3.2 項 目的 (Objectives)

第 3.2.A 項 健康都市の取り組みを強化し、生活の質を向上させるための斬新なプランとプログラムの開発を促し、特定の環境下での健康に関する課題に取り組んでいく。

第 3.2.B 項 メンバー間で生活の質の向上や健康に関する共通した問題に関する知識や経験を共有する。

第 3.2.C 項 先進的で特徴ある健康都市の取り組みを表彰する。

第 3.2.D 項 西太平洋地域とその他の地域にある都市・組織間の連携を図り、健康都市の取り組みが行われるよう、利用可能なすべての資源を配置して活用する。

第 3.2.E 項 健康都市のあらたな知識・技術を、学術的・学際的な連携により開発していくと同時に健康都市の計画・実行・評価手法を向上させるための技術的手段をまとめていく。

第 4 条 組織の構成およびその管理

第 4.1 項 総会 (General Assembly)

総会は、連合の主たる意思決定機構であり、正会員 (Full members) および準会員 (Associate members) からなる。総会は 2 年ごとに総会により決定された開催地に集まり、理事会 (Steering Committee) により提案された向こう 2 年間の政策・プログラム・予算および活動内容について承認を行う。

第 4.2 項 理事会 (Steering Committee)

理事会は総会により選出され、連合における政策立案の役割を担う。理事会は 12 の正会員と準会員からなり、任期は 1 期 4 年、最長 2 期務めることが可能で、任期終了後 2 年は再任されない。理事会は、正会員 7 都市と準会員 5 団体 (NGO、国際組織、学術団体、民間・ビジネス団体、国の機関) からなるものとする。継続性を担保するため、初代の理事会は、それぞれ 6 会員からなる 2 グループで構成する。理事会員の半数を任期 2 年、他の半数を任期 4 年とする。続く 2 年間の任期においては、2 年の任期を終了した半数のグループに代わり、4 年の任期をもつグループが選出される。その後は 2 年ごとに新たな 6 理事会員が 4 年の任期をもって選出される。理事会員が任期途中でその役割を担えなくなった場合には、議長都市との協議の上、理事会がその後任を指名する事ができる。

第 4.3 項 事務局 (Secretariat)

事務局は管理部門を担う組織とし、総会の承認を受け理事会に指名された特定の機関として機能する。事務局は連合の目標・目的達成を支援するための調整・連絡・データ管理・助成・資金管理等の業務を行う。また事務局は、連合を代表して法的業務を行うことができる。事務局は管理業務と財務管理に対する説明責任があり、2 年ごとに総会に対して財務報告書を提出しなければならない。理事会の推薦と総会の承認により、事務局を他の組織・協会・その他適切と思われる団体等に交替することができ、所在する国において適切な団体として登録する。

第 4.4 項 活動部会 (Working Committee)

活動部会は連合の正会員および準会員からなり、理事会に推薦され総会の承認を受けた特定のプロジェクト・活動を行うために組織される。部会の条件は必要に応じて作成される。

第 4.5 項 表彰委員会 (Committee on Awards)

表彰委員会は、理事会の推薦と総会の承認により 2 年ごとに組織される。表彰委員会は多様性をもつように部門・グループ・地域から選出された 8 人のメンバーから構成され、健康都市の際立った取り組みに対する評価を行う。

第 4.6 項 総会の開催・議長都市 (Convenor and Chair City of the General Assembly)

総会の開催・議長都市は、任期 2 年で、総会により選出される。開催都市は次回の総会開催時のホスト都市となり、総会における議長都市となる。

第 4.7 項 支部 (Chapters)

連合の支部は、理事会に推薦され総会の承認を受けて国ごとに組織され、活動する国で登録される。

第 5 条 会員規定 (Membership)

第 5.1 項 都市は下記の手続きを行うことで、連合のメンバーとなる。

- a) 会費 (Membership fee) およびその他の支払われるべき費用 (Annual dues) の支払い
- b) インフォメーションシートの作成
- c) 下記の書類の提出
 - 1) ヘルシーシティの理念に則った書面による政策声明の作成
 - 2) 将来のビジョンと目標
 - 3) 都市のプロフィールデータ
 - 4) 優先的健康課題の分析

これらに加え、下記の書類の提出が望ましい。

- ・ 組織横断的な取り組みを行う仕組み
- ・ コミュニティの参加を促す仕組み
- ・ 問題解決のためのローカルアクションプラン
- ・ 施策のモニタリング・評価のための指標
- ・ 情報の発信と共有を促すシステム

第 5.2 項 申し込み手続き

申し込み手続きは 2 年ごとに事務局により策定され総会にて周知される。すべての正会員および準会員は、理事会により提案され、総会によって承認された調整率によって調整された年間基本会費を支払わなければならない。調整率の分類は、都市の歳入額または理事会により提案された他の指標を基本とする。

第 5.3 項 準会員の身分

ヘルシーシティに興味を持つすべての個人・非都市団体が準会員となれる。準会員は議決に関する投票権を除き、正会員と同じ役割を持つ。個人・非都市団体に関するその他の規定については、理事会によって決定され総会の承認を受けるものとする。

第 5.4 項 会費の支払いが滞った場合、議決に関する投票する権利を含む連合の活動に関する参加が制限される。

第 6 条 財政管理 (Financial Management)

第 6.1 項 資金 (Sources of funds)

連合の資金は以下の 4 つに分類される。

- a) 会費 (Membership fee)
- b) 資金調達及び収入確保のための活動
- c) 他の機関・組織との取り決めによる助成金および財政的支援
- d) 寄付、後援および貢献事業

第 6.2 項 連合の資金は、本憲章に規定する目標・目的を達成するためのトレーニング、セミナー、ワークショップ、コンサルタント、プロジェクトの運営・実行に使われる。

第 6.3 項 事務局は、活動を行う国の会計・監査の規則を遵守し、連合の管理業務および資金管理を行う。

第 7 条 表彰・奨励 (Awards, Recognition, and Incentives for Healthy cities)

第 7.1 項 表彰

正会員および準会員のヘルシーシティーに関する際立った取り組みについて、2 年おきに表彰を行う。

第 7.2 項 表彰分野

2 年ごとに連合の目標・目的に関連した対象分野を決定する。表彰分野および表彰基準は、理事会によって提案され総会の承認を受けるものとする。

第 7.3 項 プロジェクトの特別奨励

プロジェクトの特別奨励は、メンバー都市の取り組みを持続・発展させるために行われることとする。

第 8 条 実行規定および最終条項 (Implementation and Final Provisions)

第 8.1 項 2 年期間の業務およびファイナンシャルプラン (Biennium Work and Financial Plan)

2 年期間の業務およびファイナンシャルプランは、理事会によって決定され総会の承認を受けた取り決めに従う。

第 8.2 項 憲章の修正

憲章の改正は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数によって行われる。

第 8.3 項 連合の解散

連合の解散は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数により有効となる。

第 8.4 項 憲章の効力の発生時期

本憲章は連合の設立メンバーの署名をもって効力を発揮する。

※原文は英語 (翻訳:千葉県市川市 監修:健康都市連合事務局)

■ヘルスプロモーションに関する上海宣言

～「国連持続可能な開発アジェンダ 2030」の実現に向けて～

(2016年11月21日)

我々は、健康と福祉が「持続可能な開発」の達成のために不可欠であることを認識する

2016年11月21日から24日、我々は中国の上海において、「国連開発アジェンダ 2030」と「国連の持続可能な開発目標 (SDGs)⁹」の達成に健康と福祉が決定的に重要であることを、公式に確認した。

我々は、健康が、すべての人が等しく享受すべき権利であり、日常生活に不可欠な活力源であり、すべての国において社会で共有される目標であり、優先すべき政治課題であることを、確認した。「国連の持続可能な開発目標」は、健康に投資すること、全ての人々に格差なく保健サービスを提供すること、あらゆる年代の人々の健康格差を解消することを、我々に義務付けている。我々は誰一人取り残さない決意である。

我々は「国連持続可能な開発目標」の全てを通じた活動により、健康を増進する

全ての年齢の人々の健康な生活と福祉の増進は、「国連持続可能な開発目標」の全てにわたる健康の増進と社会全体の健康増進への参画によってのみ、実現可能である。「ヘルス・プロモーション(健康増進)に関するオタワ憲章」が打ち出した、変革的で、实际的で、インパクトが大きく、エビデンスに基づく戦略は、今も我々に指針を与えており、その重要性は変わっていない。健康の決定要因の全てに関して断固行動し、人々が自身の健康を自分で管理できるようにし、住民中心の保健システムを構築することなどは、今も重要であり続けている。

我々は健康のために大胆な政治的選択を行う

我々の健康を取り巻く世界の環境は、昔と異なっている。人々の健康は地球の健康と切り離せないものであるし、経済成長だけでは人々の健康増進はもたらされない。健康に関する安全保障問題は高まっており、健康に反する強力な商業権益は強まっている。多様な世界規模での健康危機は世界の急激な変化の表れであり、統合的な対応が必要である。

受け入れられない健康格差が存在する中では、多くの異なる部門や地域にまたがる政治的行動が不可欠である。健康に関してだれも取り残さないためには、女性や移民・難民、増加している人道危機や自然災害の被害者の権利を守るべく、断固として行動しなくてはならない。我々は、良いガバナンスや、自治体と地域コミュニティを通じた行動、健康リテラシーを強めることによる人々の能力と可能性の拡大を、重視する。我々は人々の健康な生活の享受を可能にするイノベーションと開発を特に重視し、最も弱い立場にある人々の健康を重視する。

⁹ 2015年9月、ニューヨークの国連総会で世界各国が合意した2016年から2030年の国際目標。先進国も途上国も含めた国際社会全体の開発目標として、17ゴール169ターゲットを設定。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが打ち出されている。

良いガバナンスは健康のために極めて重要である

健康と社会的正義を実現する政策は、社会全体の利益となる。ガバナンスの機能不全は、国レベルにおいても自治体レベルにおいてもきわめて多くの場合、健康促進のための行動の支障となる。「国連持続可能な開発目標」は相互依存的かつ全世界的であり、あらゆる健康上の支障の解消のための投資がもたらす多大な潜在的利益を示している。

我々は、政府が国・地方・全世界のあらゆるレベルで、持続可能でない生産と消費がもたらす多大な損害を正すための根本的な責任を担っていることを認識している。失業や危険な労働環境を生み出し健康を損なうようなマーケティング・投資・貿易を可能にするような経済政策を正すことも、前記の責任に含まれている。我々はビジネス界のリーダーたちに、良い経営ガバナンスを推進し、利潤追求が人々の健康を損ねることにならないよう、呼びかける。この点は、特に生活習慣病を予防する上で、極めて重要である。

我々は誓う：

- ・政府が有する権能のすべてを用いて、公共政策を通じて、市民の健康を護り福祉を増進する；
- ・健康に有害な商品に対する立法・規制・課税を強化する；
- ・強力な公衆衛生システムの構築など、健康と福祉への新たな投資を促進するための強力な道具としての財政政策を推進する；
- ・市民を健康面でも経済面でも保護するための効果的な手法として、全ての人々に格差なく保健サービスを提供する；
- ・市民社会の広範な参画を可能とするため、透明性と社会的説明責任を確保する；
- ・多国間にまたがる保健問題の改善のため、グローバルなガバナンスを強化する；
- ・重要性と価値を増しつつある伝統医療を重視する。伝統医療は「国連持続可能な開発目標」を含む、保健上の成果を上げるうえで貢献し得るものである。

都市と地域コミュニティは健康のための極めて重要な場である

健康は日常生活の場、つまり人々が住み、愛しあい、働き、買い物をし、遊ぶ近所や地域で生み出されている。健康は、都市の持続可能な発展の最も効果的な指標であり、都市をすべての人を包み込み、安全で、災害復旧力のあるようにするために役立つものである。

我々は首長とともに、急激な田舎から都市への人口移動や、世界規模での人口移動、経済停滞、高い失業率や貧困、環境悪化や公害等の、危険な組み合わせの解消に取り組まなくてはならない。我々は、都市の貧しい地区の人々が他の地域と比べて、はるかに不健康に苦しみ保健医療サービスの利用に困難を味わうということを、断じて受け入れることはできない。

我々は誓う：

- ・社会イノベーションやインタラクティブ・テクノロジーを活用しながら、都市において保健・福祉政策と他の諸政策の共通利益を生み出す政策を優先的に実行する。
- ・格差解消と社会的包摂を進めるため、都市は、地域コミュニティの強力な参画を通じて、多様な住民の知見や技能を高め、重要問題を解決する。そうした都市を支援する。
- ・保健社会保障サービスを、利用機会の公平という点から最適化し、人々と地域コミュニティが中心となるようにする。

健康リテラシーは、格差解消の実現への力を与える

健康リテラシーは、個々の住民に能力と可能性を与え、集団的なヘルス・プロモーション行動に参画させるものである。政策決定者や投資家が高い健康リテラシーを有していることは、彼らに健康において成果を上げ、共通利益を実現し、健康決定要因について効果的な行動を実施すべく努力せしめるものである。健康リテラシーは高品質な教育と生涯学習への包摂的かつ平等なアクセスにより築かれるものである。生涯かけて伸ばすべき技能や能力の一部でなければならず、何よりもまず学校のカリキュラムで学ぶべきものである。

我々は誓う:

- ・健康リテラシーを**健康の重要要因**であると認識し、その強化のために投資する;
- ・すべての人々に**すべての教育の場で健康リテラシーを強化するための国・地方レベルでの多部門にまたがる戦略**を、開発し、実施し、成果をモニターする;
- ・デジタル技術の可能性を広げることで、**住民が自身の健康と健康決定要因をより管理できるようにする**;
- ・価格政策・情報の透明化・ラベルの明示化により、**健康な選択を支える消費環境**を築く

行動の呼びかけ

我々は、健康が政治的選択であることを認識したうえで、健康に有害な利害に対抗策をとり、特に女性が健康を目指すための能力や可能性を広げる上での障害を除去する。我々は、民間企業から市民社会に至る異なるセクターの異なる地位の政治リーダーたちに対して、我々とともに「国連持続可能な開発目標」のすべての健康と福祉の増進を断固目指すよう、呼びかける。健康上の課題を解決するには関係する人々すべてが協調的に行動することが必要であり、そのために皆が責任を共有している。この上海宣言により、我々国際会議参加者は、ヘルス・プロモーションのための政治的コミットメントと財政投資を強めることで、「国連持続可能な開発目標」の実現への動きを加速させることを誓う。

■「健康都市に関する上海市長コンセンサス 2016」(大和市訳)

(2016年11月21日)

我々、2016年11月21日に上海に集った世界各地の100人以上の市長は、健康と持続的な都市化の発展は切り離せないものであるという認識を共有し、両者をともに推進すべくゆるぎない決意を持っている。我々はまた、健康と福祉が、「国連持続可能な開発のための2030アジェンダ」と国連「持続可能な開発目標」の中核であることを認識している。

健康と福祉を推進する都市は、持続的発展の中心的要素である

市長や地域のリーダーは、国連の「持続可能な開発目標」推進のあらゆる面において、決定的な役割を果たすことができる。我々は市長として、各々の都市が全ての住民を排除せず、安全であり、災害等からの復旧力があり、持続的であり、健康であるようにすべく、単独でも集団でも行動する責任を負っている。我々は住民の誰も取り残さないことを決意している。都市は住民全員のものである。

健康は、地域レベルでは、あらゆる年齢の住民が暮らし、愛し、働き、学び、遊ぶ近所やコミュニティといった日常生活のセッティング¹⁰で創られる。全員のための健康は、地域のリーダーシップと市民参加なしには生まれえない。市民の良好な健康は、いかなる都市においても、持続的な発展を成功裏に達成するうえで、最も強力な効果的な指標である。このため健康は、すべての市長の政策課題の中心となるのである。

我々は、すべての都市のすべての住民がより健康で、安全で充実した人生を送れるよう、諸条件を整える政治的な責務を負っている。都市は地域コミュニティに最も近い場所で計画と政策決定を行う場所である。したがって都市は、地域コミュニティの見解や意見、ニーズを汲み取らなくてはならない。我々は、特に女性や子供、その他の潜在的に脆弱な地位に置かれている住民に力を与えるために、障害を取り除き、都市環境においてすべての年齢の住民がそれぞれの潜在力と能力を全面的に発揮できるよう、支援しなくてはならない。

健康のための良いガバナンスを確約する

健康都市は、健康のための良いガバナンスを実施するための、そして健康リテラシーを向上することにより健康を増進するための、舞台である。我々は市長として、市政のあらゆる政策領域で健康のための政策的選択を優先すること、そして我々の政策と活動のすべてについて健康に与える影響を測定評価することを約する。「持続可能な開発目標」を達成するには、世界と各国レベルの目標を、各都市の計画およびプログラムと緊密に連携させる必要がある。我々は、「持続可能な開発目標」の課題を反映した5つのガバナンス原理に基づいて行動することを合意した。

¹⁰ 「セッティング」：社会生活の中で人々がまとまって活動する空間。

我々のガバナンス原理

我々は市長として、以下の健康都市ガバナンス原理に則ることを約する。

1. 健康をすべての政策の中核的な検討要素とする：健康と市の他の政策との間の共通利益を生み出す政策を優先し、関連するすべての主体をパートナーシップに基づいた都市計画の立案に関わらせる。
2. 社会、経済、環境など、健康決定要因のすべてについて問題を解決する：貧困と格差を解消し、個人の権利に関する状況を改善し、社会資本といかなる住民も排除しない社会を築き、持続的な都市資源の活用を促すような、都市開発の計画と政策を推進する。
3. 地域コミュニティの強い参加を促す：学校、職場その他のセッティングで健康を増進させ、健康に関する知識を向上させ、社会の技術革新と [ICTなどの] インタラクティブなテクノロジーにより住民の知識と優先事項を支えるなど、統合的・総合的な手法を進める。
4. 保健・社会福祉事業において平等の達成を主目標とする：公共サービスへの公平なアクセスを確保し、全住民が適切な医療保険サービスを金銭的に大きな負担を伴わずに受けられることを目標とする。
5. 福祉、病気の負担、健康決定要因について、アセスメントとモニタリングを行う：アセスメントとモニタリングから得られた情報を活用して、政策とその実施を改善する。特に不平等の解消と、市民に対する説明の透明性の向上を重視する。

我々は健康都市アクションプログラムを実践する

我々は、健康都市を創り出すには、単独の部門のみが責任を負えばよいのではなく、市政全体で総合的なアプローチを進める必要があることを認識している。

我々はまた、「国連持続可能な開発目標」の第3目標(すべての住民に良好な健康を)と第11目標(都市と人々の住居空間を、いかなる住民も排除せず、安全で、復旧力を持ち、持続可能にする)の間には強い関連があることを認識するとともに、健康と福祉を増進して健康格差を解消するために我々の都市の潜在力を全面的に発揮することが、上記の2目標の実現の助けになることを認識している。

都市は持続的発展のための最前線であり、我々は、市長が決定的な違いを生み出すための力を持っているものと確信している。国連2030年目標を各地域において達成するために、我々は野心的でなくてはならないし、野心的であり続ける。我々は説明責任を果たすうえでも、健康に関する目標を設定する。こうした野心的な最優先目標の達成を目指すには、都市の住民全員がそれぞれの役割を果たさなくてはならないことを、我々市長は認識している。

健康都市の 10 大最優先活動領域

我々は市長として、「国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を各都市で実現するため、以下の健康都市の 10 大最優先活動領域を統合的に進めることを約する。我々は、

1. 全ての住民の基本的なニーズ(教育、住居、雇用、安全)の実現に努めるとともに、より平等で持続可能な社会保障システムの構築を目指す
2. 産業と都市のグリーン化を進め、エネルギーと大気をクリーンにすることにより、都市における大気・水・土壌の汚染を解消し、気候変動への取り組みを各都市レベルで進める
3. 子供たちに投資をする。子供の幼少期の成長を優先し、保健・教育・社会保障のいかなる政策と計画においても取り残される子供たちが決していないようにする
4. 女性と幼女に安全なまちにする。特にセクハラやジェンダーに基づく暴力から女性たちを守る
5. 貧民街、スラム、非定住者、移民、難民の健康と生活の質を向上させ、こうした人たちが住まいと保健サービスを確実に利用できるようにする
6. 障がい者、HIV エイズ感染者、高齢者などに対する、様々な形の差別を解消する
7. 免疫、水の浄化、衛生、ごみ管理、感染症媒介害虫対策などにより、都市を感染症から守る
8. 魅力的で緑にあふれた歩行・運動環境の整備や、活力ある公共交通インフラの整備、強力な交通安全法規、遊びやレジャー施設への容易なアクセスの実現などにより、持続的な都市移動を可能とするまちを創る。
9. 健康な食品や安全な水へのアクセスの確保や、砂糖と塩の摂取減、危険な飲酒を減らすための規制強化・価格政策・教育・課税強化などを含めた対策の実施などによる、持続的で安全な食品政策を実施する
10. 公共空間や公共交通での禁煙環境のための法的整備や、都市におけるたばこ関連の広告・プロモーション・後援の禁止による、禁煙都市を実現する

我々は、健康のために大胆な政策決定を行うという断固とした決意を、ここに表明する。

すでに多くの都市が、都市間ネットワークにおいて、新しい都市政策課題に関する決然とした政策行動をとることを通じて、「持続可能な開発目標」の実現のために貢献している。我々はこの実現のため、今後も健康都市ネットワークを通じて貢献する。

我々は、大小や貧富を問わずすべての都市の市長と都市リーダーたちに対して、この運動に加わるよう呼び掛ける。

我々は、それぞれの都市の計画とプログラムを地球レベルあるいは国レベルの目標と結びつけ、都市を可能な限り健康にすることを目指していく中で、それぞれの経験と優れた取り組みをお互いに共有することを約する。我々は WHO に対して、運動強化への支援と地球のすべての地域での健康都市ネットワークの強化を求める。

我々はこの野心的な目標を達成すべく、全体としての政治的決意を表明し確たるものとするため、定期的に会することを約する。

■大和市健康都市推進市民会議設置要綱

(平成 22 年 1 月 15 日公表)

(目的)

第 1 条 この要綱は、大和市健康都市プログラムに基づく健康都市推進施策の具体的な取組の検討に資するため、大和市健康都市推進市民会議（以下「市民会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項について必要な議論を行い、必要に応じて市長に意見を述べる。

- (1) 大和市健康都市プログラムに掲げるリーディングプロジェクトの具体的な取組内容に関する事
- (2) 前号に規定するリーディングプロジェクトを実践する仕組みの検討に関する事

(構成員等)

第 3 条 市民会議は、次に掲げる区分により選出された 9 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 市内で健康づくり活動に携わる者
- (2) 公募による市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 市民会議に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(市民会議の招集等)

第 5 条 市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 市民会議の庶務は、健康都市主管課が行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

■健康都市推進庁内検討会議設置要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、健康都市推進庁内検討会議（以下、「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 健康都市推進の手法の検討に関する事
- (2) 大和市健康都市プログラム（以下「プログラム」という。）の進行管理に関する事
- (3) プログラムの見直しに関する事
- (4) その他、検討会議で必要と認められた事項

(構成員等)

第 3 条 検討会議の構成員は、健康都市推進庁内検討会議名簿（別表）のとおりとする。

(議長及び副議長)

第 4 条 検討会議に、議長及び副議長を置くものとし、会員の互選により選出する。

2 議長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討会議の招集等)

第 5 条 検討会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代理者の出席)

第 6 条 検討会議の構成員が、やむを得ない理由により出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 検討会議の庶務は、総合政策課が行う。

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

市長室秘書総務課長	文化スポーツ部文化振興課長
政策部政策総務課長	街づくり施設部街づくり総務課長
総務部総務課長	市立病院事務局病院総務課長
市民経済部市民活動課長	消防本部消防総務課長
環境施設農政部環境総務課長	教育部教育総務課長
健康福祉部健康福祉総務課長	
こども部こども総務課長	

大和市健康都市プログラム

【令和4年3月刊行】

発行：大和市

編集：政策部 総合政策課 健康都市推進係

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL 046-260-5327

URL <https://www.city.yamato.lg.jp>